

福祉・保健

1. 健康づくり	152
2. 地域福祉	155
3. 介護保険	163
4. 高齢者福祉	168
5. 障害者福祉	180
6. 生活保護	198
7. 生活困窮者自立支援	199
8. 保健衛生	200

新型コロナウイルスワクチン集団接種シミュレーション▶



福祉・保健

本市では、第五次鹿児島市総合計画において、「健やかに暮らせる安全で安心なまち〔すこやか安心政策〕」を基本目標の一つとして掲げ、保健と福祉のさまざまな施策に取り組んでいる。

令和3年度は、**健康づくり**については、第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」に基づき、市民の健康づくりを推進する。また、第三次かごしま市食育推進計画に基づき食育の総合的かつ計画的な推進を図る。

地域福祉については、第4期鹿児島市地域福祉計画に基づき、地域福祉ネットワークの一層の充実を図りつつ、福祉活動に携わる人材の確保を進め、見守り体制の充実・連携を図るとともに、第5期地域福祉計画を策定する。

また、市民に福祉交流やボランティア活動を広げるイベントとして、わくわく福祉交流フェアを開催する。

このほか、大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

高齢化対策については、第8期鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画に基づくサービスを総合的、体系的に実施する。

高齢者福祉については、引き続き敬老バスの交付や愛のふれあい会食事業を実施するとともに、スポーツ・文化のイベント「すこやか長寿まつり」を開催するなど、高齢者の生きがいづくりの推進と社会参加の促進を図る。また、在宅福祉については、紙おむつ等助成事業等を実施する。

また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細かな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防の取り組みを一体的に実施する。

後期高齢者医療制度については、被保険者のはり・きゅう施設等の利用に対する独自助成を行うほか、長寿健診を実施する。

介護保険については、介護を必要とする高齢者等に対して保険給付を行うとともに、要支援者等を対象に介護予防・日常生活支援総合事業を実施し、自立支援と介護予防を推進する。また、「地域包括ケアシステム」の中核機関である長寿あんしん相談センター（地域包括支援センター）を運営する。

障害者福祉については、身体・知的・精神及び発達障害を対象とした総合的な相談等を行う障害者基幹相談支援センターや24時間365日の緊急対応（相談・受入れ）を行う障害者地域生活支援拠点を運営するとともに、様々な分野において輝いている障害者等を表彰するチャレンジ大賞等を通じて、障害及び障害者に対する市民の理解を促進する。また、障害福祉サービス等に対する市独自の利用者負担軽減を行うほか、障害者の社会参加を促進するため、友愛パス及び友愛タクシー券を交付する。

保健予防については、元気いきいき検診の休日・夕方検診やHIV、肝炎ウイルス、HTLV-1の無料検査を実施するとともに、成人と高齢者・菌・心の健康、難病支援、食生活と栄養などの健康相談・教室・訪問指導・健診等を通じて、健康管理や生活習慣改善への支援を行う。

新型コロナウイルス感染症対策については、疫学調査やPCR検査を進め、市民への注意喚起を図るとともに、ワクチン接種を順次行い、感染拡大防止の取り組みを強化する。

また、感染症などの発生・まん延を防止するため、4種混合などの定期予防接種や風しん抗体検査等を引き続き実施する。

このほか、慢性腎臓病（CKD）予防ネットワークを運用し、人工透析の新規患者の減少を図る。

1 健康づくり

(1) 健康増進計画推進事業（一部国庫補助事業 平成25年度から実施）

目的・概要 第二次鹿児島市健康増進計画「かごしま市民すこやかプラン」（平成25年度～令和5年度）に基づき、子どもから高齢者まですべての市民が共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現を目指し、市民や関係機関・団体と一体となって、市民の健康づくりを推進する。

事業内容 ① 計画の推進
 ア 鹿児島市健康づくり推進市民会議の運営
 イ 推進検討委員会等の開催
 ② 計画の周知・広報
 ア 健康づくり月間での周知・広報

予算額 令和3年度 1,981千円

(2) 働く世代の健康づくり事業（国庫補助事業 平成27年度から実施）

目的・概要 事業所との協働により、働く世代の生活習慣の改善やメンタルヘルス対策など健康づくり事業に取り組む。

予算額 令和3年度 502千円

(3) 食育推進事業（市単独事業 平成21年度から実施）

目的・概要 「食を通じて健康で、生き生きと生活できる活力あるかごしま市の実現」を基本理念とする第三次かごしま市食育推進計画（令和元年度～3年度）に基づき、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

事業内容 ① 食育推進委員会の開催
 ② 現計画の最終評価及び次期計画策定
 ③ 食育推進ネットワークの連携強化
 ④ 食育情報の発信
 ⑤ 食育推進支援員の派遣

} 令和3年度については事業縮小

予算額 令和3年度 631千円

(4) 食育フェスタ開催事業（市単独事業 平成27年度から実施）（令和3年度については事業見送り）

目的 食に関する学習や体験活動を通じて食育の推進を図るため、市内大学等と連携して「食育フェスタ」を開催する。

内容 かごしま食育フェスタの開催

主催 鹿児島市（協力：市内大学、食育推進ネットワーク）

(5) 市民健康まつり（平成元年度から実施）

目的 市民健康まつりを開催し、健康の重要性及び定期健診等の必要性に

- について、市民の関心を喚起するとともに市民の認識を深める。
- 内 容 第38回市民健康まつりの開催
主催 市民健康まつり実行委員会(鹿児島市医師会ほか9団体共催)
- 予 算 額 令和3年度 1,500千円
- (6) 受動喫煙防止対策事業（一部国庫補助事業 平成30年度から実施）
- 目的・概要 市民の健康を守るため法に基づく施設ごとの受動喫煙防止対策への助言、指導等及び受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発を通じ、望まない受動喫煙が生じない環境の整備を図る。
- 事業内容 ① 周知・広報、相談・問い合わせ対応
② 既存特定飲食提供施設に係る届出の受付、違反者への指導・助言等
- 予 算 額 令和3年度 4,688千円
- (7) 保健師人材育成事業（一部国庫補助事業 令和元年度から拡充）
- 目的・概要 国が定める地域保健従事者現任教育推進事業に基づき作成した鹿児島市保健師人材育成ガイドラインにそって、自治体保健師に求められる能力の育成と体系的な研修体制構築の推進を図り、効率的かつ組織的な保健師の人材育成を行うことで地域保健への対応能力の向上を目指す。
- 事業内容 ① 育成トレーナーによる新人保健師育成支援
② 新任期・中堅期・管理期などの保健師研修会の実施
③ 国立保健医療科学院等で開催の研修会・研究会への参加
- 予 算 額 令和3年度 1,936千円
- (8) プロスポーツチームとの協働による健康づくり事業（市単独事業 令和元年度から実施）（令和3年度については事業見送り）
- 目的・概要 幅広い世代の健康増進への意識を高めるため、プロスポーツチームとの協働による健康づくりイベントを開催する。
- 事業内容 鹿児島ユナイテッドFC及び鹿児島レブナイズとの協働によるイベントの実施
- (9) 健康づくり応援事業（市単独事業 令和元年度から実施）（令和3年度については事業見送り）
- 目的・概要 かごしま市民すこやかプランの中間評価で課題となった運動分野を中心に、情報発信・きっかけづくりを行い、広く市民の健康づくりを支援する。
- 事業内容 運動ができる施設等の情報発信

2 地域福祉

(1) 地域福祉館

目 的 市民の交流や福祉活動及び地域福祉ネットワークの拠点として、また、地域で活動する団体への活動支援を行う施設として、地域福祉館の管理運営を行う。

施設内容 和室・洋室・児童ルームなど

管理運営 鹿児島市社会福祉協議会

令和3年度委託料予算額 441,841千円

施設名	区 分	施 設			令和2年度年間 延 利用 人員
		開 所	敷 地	建 物	
1 真砂福祉館		昭和48.4.1 (平成3.4.1移転新築)	m ² 465	m ² 514	人 12,036
2 玉里福祉館		昭和48.12.1 (平成3.4.1改築)	874	508	9,806
3 甲東福祉館		昭和49.4.1 (平成9.9.9移転新築)	723	557	13,453
4 上町福祉館		昭和50.4.1	保育園の2階	216	4,943
5 西紫原福祉館		昭和51.4.1	保育園の2階	257	6,456
6 城西福祉館		昭和52.4.1 (平成27.3.26改築)	1,855	624	29,542
7 武福祉館		昭和54.4.1	保育園の2階	186	4,795
8 東谷山福祉館		昭和55.4.1 (平成9.11.18移転新築)	1,021	560	24,753
9 松原福祉館		昭和55.4.1	保育園の2階	160	2,842
10 鴨池福祉館		昭和57.9.1	471	507	10,455
11 宇宿福祉館		昭和58.4.1	638	502	10,835
12 西伊敷福祉館		昭和58.4.1	366	389	24,957
13 坂之上福祉館		昭和59.4.1	760	456	17,613
14 甲南福祉館		昭和59.4.1	310	497	13,168
15 武岡福祉館		昭和60.4.1	731	496	14,293
16 玉里団地福祉館		昭和60.4.1	1,022	454	17,734
17 柳町福祉館		昭和60.10.1	551	551	4,223
18 川上福祉館		昭和61.2.1	927	482	12,034

区分 施設名		施設			令和2年度年間 延利用人員
		開所	敷地	建物	
19	吉野東福祉館	昭和61.4.1	m ² 921	m ² 491	人 9,767
20	平川福祉館	昭和61.9.1	702	286	4,997
21	明和福祉館	昭和62.4.1	750	491	12,792
22	紫原福祉館	昭和62.4.1	市営住宅 集会室の2階	330	15,466
23	八幡福祉館	昭和62.4.1	248	376	9,969
24	西谷山福祉館	昭和62.4.1	683	501	7,583
25	桜ヶ丘福祉館	昭和63.2.20	658	493	22,743
26	田上台福祉館	昭和63.3.25	632	472	9,098
27	谷山北福祉館	平成元.4.1	967	496	13,579
28	吉野福祉館	平成元.9.12	795	507	21,309
29	西陵福祉館	平成元.9.12	801	516	13,383
30	唐湊福祉館	平成2.4.1	1,123	525	6,295
31	星ヶ峯福祉館	平成2.4.1	758	502	14,627
32	坂元福祉館	平成3.4.1	773	515	9,438
33	たてばば福祉館	平成4.4.1	732	511	14,964
34	皇徳寺福祉館	平成4.4.1	949	516	14,903
35	谷山福祉館	平成4.4.1	1,058	515	16,311
36	田上福祉館	平成5.4.1	870	515	12,879
37	花野福祉館	平成5.10.13	622	534	11,892
38	福平福祉館	平成6.4.1	970	537	11,769
39	伊敷台福祉館	平成8.12.14	1,001	557	19,528
40	宇宿中間福祉館	平成16.4.1	827	600	16,642
41	和田福祉館	平成16.11.9	781	599	15,380

(2) 民生委員・児童委員

委員定数 1,067人（令和3.4.1現在）
 活動費 年額 会長（50人）191,000円
 副会長（50人）161,000円
 一般委員（867人）155,000円
 主任児童委員（100人）155,000円

内容別相談・支援状況 (単位：件)

区分	在宅介護 福祉保険	健康 保険 医療	子育て・ 母子 保健	子どもの 地域 生活	子どもの 教育・ 学校生活	生活費	年金 ・ 保 険	仕事	家族 関係	住居	生活 環境	日常的 な支援	その他	合計	
令和2年度 累計	3,499	1,481	2,945	1,328	4,324	2,896	731	234	289	1,187	732	2,514	12,572	9,260	43,992
1人当たり 1月平均	0.27	0.12	0.23	0.10	0.34	0.23	0.06	0.02	0.02	0.09	0.06	0.20	0.98	0.72	3.44

分野別相談・支援状況 (単位：件)

区分	高齢者に関する こと	障害者に関する こと	子どもに関する こと	その他	合計
令和2年度 累計	26,038	1,806	9,146	7,002	43,992
1人当たり 1月平均	2.03	0.14	0.71	0.55	3.44

その他の活動状況 (単位：件) (単位：回，日)

区分	調査 ・ 実態把握	行事・事 業・会議 への参加 ・協力	地域福祉 活動・ 自主活動	民児協 運営・ 研修	証明事務	要保護児 童の発見 の通告・ 仲介	訪問回数		連絡調整回数		活動日数
							訪問・ 連絡活動	その他	委員相互	その他の 関係機関	
令和2年度 累計	22,474	19,897	53,636	33,431	6,208	224	113,021	77,687	93,300	43,187	171,269
1人当たり 1月平均	1.76	1.55	4.19	2.61	0.48	0.02	8.83	6.07	7.29	3.37	13.38

(3) 民生委員児童委員見守り活動支援事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目的 支援が必要な地域住民の早期発見、把握のため、地域での見守り活動の周知広報や見守り活動協力事業者の拡大を図るなど、民生委員・児童委員の見守り活動を支援する。

予算額 令和3年度 117千円

(4) **地域福祉推進事業**（市単独事業 平成16年度から実施 平成20年度拡充）

目 的 地域でお互いに支えあい、助けあう仕組みを整え、安心して健やかに暮らし続けられるまちづくりを進める。

内 容 ① 地域福祉館等を拠点とした地域福祉ネットワークの推進

地域福祉館等（41福祉館＋市社協支部）を拠点に、地域福祉支援員が地域の実情把握や問題点の分析及び検証を行いながら、地域福祉活動への助言などの支援を行い、地域福祉ネットワークの推進に取り組む。

② 地域福祉計画推進委員会及び地域福祉計画地区福祉推進会議

地域福祉計画の推進にあたり、計画の進行状況の確認及び推進のための方策の検討、地域福祉の推進に必要な事項を全市的なレベルで審議・提言を行う地域福祉計画推進委員会と本庁・支所単位で、住民全体の取り組みや住民と行政との協働による地域福祉推進について協議し、各地区の特性を踏まえた地域福祉活動を推進するための方策を検討する地区福祉推進会議を設置・開催する。

③ 第4期地域福祉計画の推進・第5期地域福祉計画の策定

住民相互の協力により、地域でお互いに支えあう仕組みを整えるとともに、生涯にわたって住み慣れた地域で健やかに暮らし続けられるまちづくりを進めるための指針として、第4期地域福祉計画（平成29年度～令和3年度）を推進するとともに、第5期地域福祉計画（令和4年度～8年度）を策定する。

予 算 額 令和3年度 34,307千円

(5) **わくわく福祉交流フェア**（平成24年度から実施）

目 的 市民に福祉交流やボランティア活動を広げることを目的に開催する。

事業主体 鹿児島市及び鹿児島市社会福祉協議会

内 容 バザーや模擬店、福祉施設製作品展示即売 ほか

予 算 額 令和3年度 3,197千円

(6) **地域振興基金の設置**（平成2年度から積立）

目 的 高齢者等に対する福祉活動の促進、快適な生活環境の形成等を図る。

基金総額 435,243千円

令和2年度事業 基金運用から生ずる収益をすこやか長寿まつり開催事業等の事業用の財源の一部として充当

(7) **社会福祉協議会への助成**（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会福祉協議会の各事業に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

内 容 社会福祉協議会が行う下記事業の運営費等に対し、補助を行う。

- ① 法人運営事業
- ② 地域福祉活動推進事業
- ③ ボランティア活動振興事業
- ④ 福祉コミュニティセンター運営事業

予 算 額 令和3年度 196,489千円

(8) 社会事業協会への助成（市単独事業）

目 的 本市の福祉行政を補完する役割を果たしている社会事業協会の本部事務局運営経費に対し助成を行い、事業の円滑な運営を支援することにより市民福祉の増進を図る。

内 容 社会事業協会の本部事務局の運営経費に対し、補助を行う。

予 算 額 令和3年度 17,157千円

(9) 各種団体等への助成（市単独事業）

目 的 民間篤志家等で結成されている各種団体に対し、補助金を交付し、その活動を活性化することにより、市民の福祉の増進を図る。

内 容 鹿児島保護区保護司会への助成等

(10) 市民奉仕活動賠償傷害保険（市単独事業 昭和59年度から実施）

市内の奉仕活動を行う住民団体の参加者が、過失により、行事参加者等に損害を与え法律上の責任を負う場合や、奉仕活動中に思わぬ事故で負傷し、または死亡した場合にこの保険で補償する。

令和3年度加入団体 1,526団体 補償対象者 243,384人

保険料全額市負担

(11) 中国残留邦人等支援事業（平成20年度から生活支援等に拡大して実施）

目 的 永住帰国した中国残留邦人等（樺太残留邦人を含む）に対し、老後の生活の安定、地域での生き生きとした暮らしを実現するため、必要な支援を行う。

- 内 容
- ① 中国残留邦人等への生活支援給付金等の支給（国の制度）
 - ② 中国語のできる支援・相談員の配置（国の制度）
 - ③ 自立支援通訳の派遣（国の補助事業）
 - ④ 一日レクリエーションの実施（国の補助事業）
 - ⑤ 帰国時の慰労金及び就職奨励金の支給（市単独事業昭和49年度から実施）

予 算 額 令和3年度 87,088千円

(12) ホームレス巡回相談指導事業（国の制度 平成20年度から実施）

目 的 ホームレスの方々に対し、巡回相談を行い、必要に応じて、市総合相談窓口、生活保護等の申請、救護施設への入所及び健康相談の受診等に

ついて指導を行う。

予 算 額 令和3年度 1,283千円

(13) 隣保館

目 的 福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う。

予 算 額 令和3年度 28,036千円

① 小松原市民館 開設 昭和54年4月

所 在 地	小松原一丁目48-6
面 積	敷地477.39㎡ 建物 延592.56㎡
構 造	鉄筋コンクリート3階建
施 設 内 容	調理室, 図書室, 会議・研修室, 教養娯楽室, 相談室, 多目的利用室, 事務室
利 用 状 況	(令和2年度) 8,772人

② 小野市民館 開設 昭和58年4月

所 在 地	小野三丁目13-7
面 積	敷地661.88㎡ 建物 延408㎡
構 造	鉄筋コンクリート2階建
施 設 内 容	調理室, 図書室, 学習室, 教養娯楽室, 会議室, 相談室, 事務室
利 用 状 況	(令和2年度) 7,288人

(14) 災害弔慰金, 災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付

(国・県制度 昭和57年7月10日適用)

災害救助法等の適用された自然災害により、市民が死亡した場合、その遺族に対し災害弔慰金を、精神又は身体に著しい障害を受けた市民には、災害障害見舞金を支給する。

また、被災家庭の災害復旧に資するため世帯主に対して災害援護資金の貸付を行っている。

支給額及び貸付限度額

- | | | |
|-------------------|---|---------|
| ① 災 害 弔 慰 金 | 主たる生計維持者の死亡 | 500万円以内 |
| | その他死亡 | 250万円以内 |
| | 実 績 令和2年度 | 該当なし |
| ② 災 害 障 害 見 舞 金 | 主たる生計維持者の障害者 | 250万円以内 |
| | その他障害者 | 125万円以内 |
| | 実 績 令和2年度 | 該当なし |
| ③ 災 害 援 護 資 金 貸 付 | 1世帯当たりの貸付限度額150万円から350万円
(被害の種類及び程度により異なる) | |

償還期間 10年間（うち据置期間3年）

実績 令和2年度 該当なし

(15) 被災者生活再建支援制度（国・県制度 平成10年5月適用）

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から抛出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

実績 令和2年度 該当なし

(16) 小災害救助（市単独事業 昭和40年9月から実施）

目的 災害救助法の適用を受けるに至らない火災、風水害その他の小災害によるり災者に対し、応急的に必要な救助を行い、援護を図る。

基準 死亡者に対する弔慰金 100,000円
 傷 害 者（1カ月以上） 30,000円
 物資支給 毛布又はタオルケット1人1枚（社協と日赤から毛布、タオルケット他）
 見 舞 金（全焼・全壊）1世帯30,000円 1人増すごとに15,000円加算
 （半焼・半壊）1世帯15,000円 1人増すごとに 8,000円加算
 （床上浸水等）1世帯10,000円 1人増すごとに 5,000円加算

実績 令和2年度 16世帯32人（内死亡者3人，重傷者1人）

弔慰金・見舞金 855千円 毛布等15枚

予算額 令和3年度 1,491千円

(17) 床上浸水被災者支援事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目的 度重なる床上浸水の被害を受けた世帯で、自立して生活の再建をすることが困難な者に対し、生活の早期再建のため、床上浸水被災者支援補助金を交付する。

対象 次のいずれにも該当すること

- ① 連続する2カ年度内に2回以上の床上浸水の被災世帯
- ② 世帯全員の市民税が非課税であり、次のいずれかに該当する世帯
 - ア 世帯主が高齢者又は高齢者を扶養している世帯
 - イ 世帯主が障害者又は障害者を扶養している世帯
 - ウ 母子家庭等及び寡婦である世帯

基準 ① 補助額

ア 畳を板張りにする世帯 限度額 100千円

イ 畳替えをする世帯 限度額 50千円

ウ 補助率 1/2

② 補助回数

ア 板張りに要する費用は、1回限り

イ 畳替えに要する費用は、年度内に1回限り

実績 令和2年度 該当なし

予算額 令和3年度 100千円

(18) 災害時食糧等物資備蓄事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目的 大規模災害発生時に避難所等における供給体制が整うまでの食糧や生活必需品の備蓄を行う。

備蓄物資 アルファ米、保存用パン、毛布、紙おむつ等

予算額 令和3年度 13,891千円

(19) 全市市長会防災・減災費用保険料（市単独事業 平成30年度から実施）

目的 災害救助法の適用に至らない災害時に実際に支出した費用の一部を補てんする「防災・減災費用保険」制度に加入する。

保険内容 避難所の設置 食品・飲料水・生活必需品の供給、職員の人件費など

予算額 令和3年度 4,920千円

(20) 市内に設置されている社会福祉施設（市立を除く）

ア 県立

（令和3.4.1現在）

施設別	名称	定員	設立年月日	電話
視聴覚障害者情報提供施設	視聴覚障害者情報センター	-	昭和29.7.1	220-5896

イ 社会福祉法人・その他

（令和3.4.1現在）

施設の種別	総数	経営主体	職員数	定員
保育所	111	社会福祉法人等	2,941人	8,985人
児童養護施設	5	社会福祉法人	147	281
母子生活支援施設	4	社会福祉法人	63	80世帯
乳児院	2	社会福祉法人	48	45人
助産施設	2	公益社団法人等	67	29
障害児入所施設	4	社会福祉法人	-	-
児童発達支援センター	15	社会福祉法人等	-	-
障害者支援施設	18	社会福祉法人	-	677
養護老人ホーム	2	社会福祉法人	54	120
特別養護老人ホーム	53	社会福祉法人等	2,563	2,857
軽費老人ホーム	15	社会福祉法人等	186	508
婦人保護施設	1	社会福祉法人	13	30
母子福祉センター	1	社会福祉法人	4	-
児童心理治療施設	1	社会福祉法人	40	50
救護施設	1	社会福祉法人	17	50

(2) 社会福祉施設等（施設整備費）補助事業（国の事業 平成8年度から実施）

目 的 社会福祉法人等が社会福祉施設等を整備する場合に、施設整備費の一部を補助する。

国の補助事業 補 助 額 国庫交付金・補助金基準額

負 担 割 合 国庫交付金・補助金基準額に4分の3を乗じて得た額
（国） の3分の2相当額又は定額

負 担 割 合 国庫交付金・補助金基準額に4分の3を乗じて得た額
（市） の3分の1相当額

予 算 額 令和3年度 0千円

(2) 社会福祉法人等の指導監査

目 的 社会福祉法人及び社会福祉施設等の適正な運営を図るため、関係法令、通知による指導事項について監査等を行うとともに、必要な助言、指導を行う。

令和3年度指導監査等対象数	社会福祉法人	121
	社会福祉施設	581
	介護保険施設等	1,192
	障害福祉サービス事業等	1,129
	有料老人ホーム	206

3 介護保険

(1) 介護保険制度（国の制度 平成12年4月から実施）

目 的 介護保険は、自己責任の原則と社会的連帯の精神のもと、介護を要する状態になっても、できる限り自立した生活を営めるように、真に必要な介護サービスを総合的・一体的に提供する制度である。

対 象 者 ① 第1号被保険者…65歳以上の者

② 第2号被保険者…40歳以上65歳未満で医療保険に加入している者

保険給付の内容

① 居宅（介護予防）サービス等

訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、（介護予防）居宅療養管理指導、通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、（介護予防）福祉用具貸与、（介護予防）福祉用具購入費の支給、（介護予防）住宅改修費の支給、介護予防支援、居宅介護支援

② 施設サービス

介護老人福祉施設, 介護老人保健施設, 介護療養型医療施設, 介護医療院

③ 地域密着型(介護予防)サービス

定期巡回・随時対応型訪問介護看護, 夜間対応型訪問介護, 地域密着型通所介護, (介護予防)認知症対応型通所介護, (介護予防)小規模多機能型居宅介護, (介護予防)認知症対応型共同生活介護, 地域密着型特定施設入居者生活介護, 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護, 看護小規模多機能型居宅介護

④ サービス費の支給

高額介護(予防)サービス費, 高額医療合算介護(予防)サービス費, 特定入所者介護(予防)サービス費

保 険 料 ① 第1号被保険者

所得段階	対 象 者	令和3年度保険料(年額)	
第1段階	本人が生活保護受給者, 中国残留邦人等支援給付受給者の人 世帯全員が市町村民税非課税で, 老齢福祉年金受給者又は本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人	基準額×0.301	22,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で, 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が120万円以下で, 第1段階対象者以外の人	基準額×0.5	37,500円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で, 第1段階及び第2段階の対象者以外の人	基準額×0.7	52,500円
第4段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが, 本人は市町村民税非課税で, 課税年金収入額と合計所得金額の合計から年金収入に係る所得を控除した額が80万円以下の人	基準額×0.9	67,500円
第5段階	世帯内に市町村民税課税の人がいるが, 本人は市町村民税非課税で, 第4段階対象者以外の人	基準額	74,900円
第6段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が125万円未満の人	基準額×1.25	93,700円
第7段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が125万円以上210万円未満の人	基準額×1.3	97,400円
第8段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	基準額×1.5	112,400円
第9段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が320万円以上400万円未満の人	基準額×1.7	127,400円
第10段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が400万円以上600万円未満の人	基準額×1.85	138,600円
第11段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が600万円以上800万円未満の人	基準額×2.0	149,800円
第12段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の人	基準額×2.1	157,300円
第13段階	本人が市町村民税課税で, 合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.2	164,800円

合計所得金額については、地方税法に規定される合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額となります。

② 第2号被保険者

加入している医療保険ごとに定められた算定方法による。

地域支援事業

要支援者等を対象に、自立支援と介護予防を推進する、介護予防・日常生活支援総合事業を実施するとともに、地域の高齢者に対する総合相談支援・権利擁護等を行う包括的支援事業、さらには地域の実情に応じた必要な支援等を行う任意事業を実施する。

(ア) 介護予防・日常生活支援総合事業

事業の種類	事業の内容	令和3年度予算額	所管課
介護予防・生活支援サービス事業(訪問型・通所型サービス他)	要支援者等を対象に多様なニーズに対応したサービスを提供し、高齢者の自立支援と介護予防を推進する。	1,583,658(千円)	長寿あんしん課 保健予防課
介護予防把握事業	アンケート調査により、閉じこもり等の何らかの支援を要する高齢者を把握するとともに介護予防活動への参加を促進する。	11,451(千円)	長寿あんしん課
シニア世代のヘルスプロモーション事業	生活習慣病予防や介護予防のための健康教育や個別の相談を実施する。	7,253(千円)	保健予防課
高齢者のしおり作成事業	介護予防についての知識、保健福祉サービスに関する施策及び介護予防のポイントなどを掲載した冊子を作成する。(隔年作成)	2,001(千円)	長寿支援課
お達者クラブ運営支援事業	高齢者を対象に、体操や創作活動を通して心身機能の維持、回復をはかる。また、高齢者の介護予防と共助の心が育つ地域づくりを推進する。	27,017(千円)	保健予防課
健康づくり推進員支援事業	お達者クラブの運営を行うボランティアの健康づくり推進員の養成及び健康づくり推進員協議会の支援を行う。	3,253(千円)	保健予防課
高齢者料理教室支援事業	食生活改善推進員の実施する高齢者料理教室を支援することにより、対象者が低栄養状態に陥ることの予防と栄養状態の改善を図る。	1,691(千円)	保健予防課
心をつなぐともしびグループ活動推進事業	地域において、声かけ活動等を行うボランティアグループを「ともしびグループ」として登録し、地域で支えあう地域福祉を推進する。	926(千円)	長寿支援課
高齢者いきいきポイント推進事業	高齢者が介護保険施設等で行うボランティア活動や健康診査の受診に対して換金等が可能なポイントを付与することで、高齢者の生きがいづくりや介護予防を推進する。	7,104(千円)	長寿あんしん課
よかよか元気クラブ活動支援事業	地域で介護予防の取組が推進できるよう、よかよか元気クラブ(住民主体の通いの場)の拡大に向けた普及啓発、継続のための支援、介護予防に資する地域組織活動の育成及び支援等を行う。	2,062(千円)	保健予防課
地域リハビリテーション活動支援事業	リハビリテーション専門職が、よかよか元気クラブ(住民主体の通いの場)等における集団及び個別指導を実施する等、介護予防の取組を総合的に支援する。	8,993(千円)	保健予防課

事業の種類	事業の内容	令和3年度予算額	所管課
一般介護予防(口腔・栄養・運動)複合教室事業	高齢期の疾病予防・介護予防等を推進するため、口腔機能向上、栄養改善、運動器機能向上を目的とした複合型教室を実施する。	662(千円)	保健予防課
(イ) 包括的支援事業			
事業の種類	事業の内容	令和3年度予算額	所管課
地域包括支援センター運営事業	高齢者の介護予防及び自立支援のため、地域包括支援センターにおいて、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーの3専門職が総合相談支援等の業務を行う。	659,526(千円)	長寿あんしん課
認知症施策推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、国の「認知症施策推進大綱」に基づく各種取組を実施する。	18,820(千円)	長寿あんしん課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、介護予防・生活支援サービス事業者協議会等を開催する。	22,018(千円)	長寿あんしん課
認知症初期集中支援推進事業	認知症の人が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を地域包括支援センターに配置し、早期診断・対応に向けた支援を行う。	5,569(千円)	長寿あんしん課
在宅医療と介護の連携推進事業	地域包括ケアシステムを構築するため、在宅医療・介護の連携推進協議会を開催し、本市における在宅での医療と介護の連携を推進する。	11,029(千円)	長寿あんしん課
(ウ) 任意事業			
事業の種類	事業の内容	令和3年度予算額	所管課
介護給付適正化事業	利用者に適切なサービスを提供できる環境整備を図るために、①ケアプランチェック、②給付実績の通知、③講演会の開催等を行う。	9,454(千円)	介護保険課
家族介護講習会等開催事業	介護を行っている者を対象に、家族介護講習会や家族介護交流会を実施する。	1,556(千円)	長寿支援課
家族介護慰労金支給事業	家族介護を継続して支援するため、介護慰労金を支給する。	1,300(千円)	長寿支援課
高齢者見守り支援事業	在宅の認知症高齢者やその疑いのある人が、行方不明になるのを防ぐために、位置情報サービス等を利用する家族に対して、加入経費の一部を助成する。	20(千円)	長寿支援課
成年後見制度利用支援事業	身寄りのない認知症高齢者等のため、審判の申立てのほか、後見人等報酬の助成を行う。	11,586(千円)	長寿支援課
住宅改修支援事業	住宅改修費の申請書に添付する理由書の作成業務について支援を行う。	400(千円)	介護保険課
住宅改修指導事業	高齢者等の住宅改修を行う際、リフォームヘルパーを派遣して相談に応じる。	15(千円)	長寿支援課
高齢者住宅生活援助員派遣事業	市営住宅及び県営住宅のシルバーハウジングに、社会福祉法人から生活援助員を派遣し、入居者の在宅生活を支援する。	13,860(千円)	長寿支援課
介護サービス相談員派遣事業	介護サービス相談員が介護サービスの提供の場を訪問し、サービス利用者、家族等の話を聞き、利用者等の疑問や不満、不安等の解消を図り、介護サービスの質的な向上を図る。	4,267(千円)	介護保険課

事業の種類	事業の内容	令和3年度予算額	所管課
認知症オレンジサポーター養成事業	認知症の人や家族を支援するため、認知症サポーター及び認知症等見守りメイトを養成するとともに、認知症介護教室を実施する。	3,112(千円)	長寿あんしん課
認知症あんしんサポート事業	認知症などにより行方不明となった高齢者等の早期発見のため、市LINE公式アカウントを活用して、情報を配信する。	220(千円)	長寿あんしん課

予 算 額 令和3年度 56,175,400千円（特別会計）

(2) 低所得者対策

① 訪問介護等利用者負担助成事業

- ・ 障害者利用者支援措置（県の補助事業 平成12年4月から実施）
障害者施策によるホームヘルプサービスを境界層該当として負担額のなかった者が、介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を全額免除する。
- ・ 訪問介護等利用者負担助成（市単独事業 平成13年4月から実施）
国の経過措置対象者として認定されていた者、市の経過措置対象者として認定されていた者及び65歳到達前に市の障害福祉サービスを利用していた者等が介護保険の訪問介護等を利用した場合、利用者負担額を助成する。

予 算 額 令和3年度 4,532千円

② 低所得者利用者負担助成事業

- ・ 社会福祉法人等による軽減に対する補助
(県の補助事業 平成24年4月から実施)

社会福祉法人等が市の認定した低所得者に対して訪問介護、通所介護、（介護予防）短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護福祉施設サービス、第一号訪問事業のうち介護予防訪問介護に相当する事業及び第一号通所事業のうち介護予防通所介護に相当する事業の利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり、年間収入が単身世帯で150万円以下である者等、一定の要件を満たす生活が困難である者

- ・ 訪問サービス等利用者負担助成（市単独事業 平成15年7月から実施）
市の認定した低所得者が、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、通所リハビリテーション、短期入所療養介護及び福祉用具貸与のサービス（以上、介護予防を含む。）を利用した場合、利用者負担額を助成する。

対 象 者 市町村民税非課税世帯であり、年間収入が単身世帯で150万円以下である者等、一定の要件を満たす生活が困難である者（生活保護受給者を除く）

・ 中山間地域等における利用者負担額軽減に対する補助

（県の補助事業 平成21年4月から実施）

中山間地域等の小規模事業所加算対象事業所（社会福祉法人等）が、市の認定した低所得者に対して、訪問介護サービスの利用者負担額を軽減した場合、その社会福祉法人等に対して補助を行う。

対象者 市町村民税非課税者（生活保護受給者を除く）

予算額 令和3年度 6,447千円

③ 介護保険料低所得者対策事業（市単独事業 平成15年4月から実施）

事業内容 生計困難者に対し、申請により介護保険料を第1段階相当額に減額する。

対象者 介護保険料の所得段階が第2段階から第5段階に該当する者で生活保護基準以下の者

(3) 鹿児島市介護保険事業計画

「鹿児島市介護保険事業計画」は、本市の介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画であり、令和3年2月に令和3年度から令和5年度までの第8期計画を策定した。また、「高齢者保健福祉計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

4 高齢者福祉

(1) 敬老バス交付事業（市単独事業 昭和42年9月から実施）

目的 高齢者に敬老の意を表するとともに、生きがいに満ちた日々を過ごしていただくよう、本市域内の市電・バス、桜島フェリー及び「あいばす」の全区間を正規運賃の3分の1（10円未満切り捨て）の自己負担で利用できる敬老バスを交付する。

対象者 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者

交付実績 令和2年度 104,905人

予算額 令和3年度 345,270千円

(2) 敬老祝事業（市単独事業 平成29年度に見直し）

目的 永年にわたり、社会に貢献してきた高齢者を祝福し、敬老の意を表するとともに、さらなる長寿を祈念して祝金等を支給する。

敬老祝金対象者 9月30日現在において満88歳であって、9月1日現在において本市に居住し、住民登録を有する者。

満100歳の誕生日に本市に居住し、1年以上住民登録を有する者。

長寿者祝金対象者 9月1日現在において、本市に居住し、1年以上住民登録を有する者で、満100歳を超える男性及び女性それぞれの最高齢者。

支給状況 令和2年度 88歳 3,117人 100歳及び男女最高齢者 220人

支給額 88歳 20千円 100歳 50千円

男女最高齢者 100千円

予算額 令和3年度 84,790千円

(3) 高齢者福祉バス運行事業（市単独事業 昭和60年8月から実施）

目的 高齢者の教養の向上及び健康増進のため高齢者福祉バスを運行する。

対象者 単位高齢者クラブ及び60歳以上の高齢者20人以上（定員45人の場合）または10人以上（定員27人または24人の場合）を含む団体
（定員45人：1台 定員27人：1台 定員24人：1台）

利用料 無料

実績 令和2年度 運行回数 249回 利用人員 4,140人

予算額 令和3年度 22,437千円

(4) 愛のふれあい会食事業（市単独事業 平成3年度から実施）

目的 高齢者とボランティアとの会食を通じ、孤独感の解消、生きがいづくりの促進を図る。

対象者 65歳以上の家に閉じこもりがちな高齢者等

実績 令和2年度 388団体 62,033食

利用料 1食200円

予算額 令和3年度 51,054千円

(5) すこやか長寿まつり開催事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目的 高齢者の社会参加や生きがいづくり・健康づくりを促進するスポーツ・文化のイベントとして「すこやか長寿まつり」を開催する。

実施事業 ○ねんりんステージ（高齢者の演奏・舞踊の発表会や、著名人を招いた催し。）

○グラウンド・ゴルフ大会

予算額 令和3年度 4,601千円

(6) 福祉読本作成事業（市単独事業 昭和63年度から実施）

目的 21世紀を支える世代となる小学校児童に、高齢者及び障害者のおかれた状況・課題等について正しい理解と認識を深めてもらう。

作成部数 令和2年度 小学校高学年用 6,400部

予算額 令和3年度 791千円

(7) 老人クラブ補助金交付事業（国の補助事業 昭和37年度から実施）

目 的 高齢者クラブの健全な育成を図るとともに、老後の生活を明るく豊かなものにするため、単位高齢者クラブ及び市高齢者クラブ連合会に対し、助成を行う。

結成状況 令和2年度 313の高齢者クラブ（会員 16,577人）

運営補助 1クラブあたり年額（会員数別）

50人未満のクラブ 56,400円

50人から99人のクラブ 66,000円

100人以上のクラブ 78,000円

予 算 額 令和3年度 19,745千円（単位高齢者クラブ運営補助）
10,438千円（市高齢者クラブ連合会補助）

(8) 高齢者健康づくり・生きがいがづくり活動支援事業（市単独事業 老人クラブ補助金交付事業から分離し平成18年度から新規として実施）

目 的 高齢者の健康づくり活動及び生きがいがづくり活動をしている高齢者クラブ等に対し、助成を行う。

対 象 者 ・高齢者クラブ（会員20人以上または会員の1/2以上の参加）

・構成員の2/3以上が60歳以上の団体で60歳以上の者が20人以上参加する場合

助 成 額 1活動につき30,000円以内（交付対象活動は1年に1活動を限度）

実 績 令和2年度 3団体

予 算 額 令和3年度 300千円

(9) 高齢者ゲートボール場等管理事業（市単独事業 平成15年度に3事業統合）

目 的 高齢者の健康保持と仲間づくり、地域社会での連帯意識の高揚を図るために設置しているゲートボール場、レジャー農園、グラウンド・ゴルフ場を管理する。

設置基準 ・設置場所は地理的・地形的に安全な土地であること。

・5年以上無償で使用できること。

・ゲートボール場おおむね374㎡以上。グラウンド・ゴルフ場おおむね2,400㎡以上、レジャー農園おおむね165㎡以上。

設置場所 ・ゲートボール場

市有地5カ所、民有地14カ所、計19カ所

・グラウンド・ゴルフ場

国有地1カ所、市有地1カ所、民有地8カ所、計10カ所

・レジャー農園

市有地6カ所、民有地5カ所、計11カ所

予 算 額 令和3年度 1,600千円

(10) すこやか入浴事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 高齢者に敬老の意を表するとともに、健康増進と生きがいづくりの促進のため、鹿児島市域の公衆浴場等を100円の自己負担で利用できるすこやか入浴機能付きの敬老パスを交付する。

対 象 者 本市に居住し、住民登録を有する70歳以上の者

利用回数 1人年30回以内

利用実績 490,983回（延回数）

交付実績 令和2年度 112,390人

予 算 額 令和3年度 152,625千円

(11) 高齢者すこやか温泉講座開催事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 市内の公衆浴場において、温泉に関する講座及び健康講座を開催するとともに、入浴の機会を提供し、温泉がもたらす健康の効果を実感してもらうことにより、高齢者の外出を促し、生きがいづくり・健康づくりの促進を図るとともに、高齢者同士のふれあい交流を図ることを目的とする。

実施回数 年間12回

予 算 額 令和3年度 0千円 ※ 令和3年度は事業休止

(12) 地域ふれあい交流助成事業（市単独事業 平成10年度から実施）

目 的 高齢者の生きがいづくりを促進し、小中学生及び園児の高齢社会への理解を促すため、地域における高齢者（65歳以上の方）と小中学生及び幼稚園等において園児との交流を深める事業を実施する団体（町内会、高齢者クラブ、あいご会等）に対して事業に要する費用の助成を行う。

事業内容 最初に交付を受けた年度から3か年度までは1事業5万円を、4か年度以降は1事業3万円を限度額として補助。（同一事業は3回まで）

実 績 令和2年度 36事業

予 算 額 令和3年度 4,690千円

(13) 高齢者福祉センター等管理運営事業（市単独事業 平成7年度から実施）

目 的 高齢者相互のふれあいと交流を図り、生きがいと健康づくりを支援する高齢者福祉センター等のうち、高齢者福祉センターの管理を指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に、喜入老人憩の家の管理を株式会社南和産業に、すこやかランド石坂の里の管理を公益社団法人鹿児島市シルバー人材センターに行わせる。

名 称	開館時間	休館日
鹿児島市高齢者福祉センター与次郎	午前9時から午後5時	(1)月曜日 (2)祝日 (3)12月29日から翌年の1月3日まで
鹿児島市高齢者福祉センター谷山		
鹿児島市高齢者福祉センター吉野		
鹿児島市高齢者福祉センター桜島		
鹿児島市高齢者福祉センター郡山		
鹿児島市高齢者福祉センター伊敷		
鹿児島市喜入老人憩の家		
鹿児島市すこやかランド石坂の里	午前10時から午後8時	
鹿児島市高齢者福祉センター東桜島		

○使用料 無料（ただし浴室は1人1回につき100円）

○利用対象者 本市に居住する65歳以上の者（ただし、東桜島は60歳以上の者）

本市の高齢者クラブ等

高齢者福祉センター東桜島、桜島、郡山、喜入老人憩の家、すこやかランド石坂の里は、市内の高齢者以外の団体の利用を認める。（浴室は除く）

所在地

- ・ 高齢者福祉センター与次郎
与次郎一丁目10番6号
- ・ 高齢者福祉センター吉野
吉野町3275番地3
- ・ 高齢者福祉センター郡山
郡山町176番地
- ・ 喜入老人憩の家
喜入中名町1000番地22
- ・ 高齢者福祉センター東桜島
東桜島町720番地
- ・ 高齢者福祉センター谷山
西谷山一丁目1番7号
- ・ 高齢者福祉センター桜島
桜島横山町1722番地17
- ・ 高齢者福祉センター伊敷
下伊敷一丁目10番3号
- ・ すこやかランド石坂の里
石谷町1317番地

予算額 令和3年度 322,827千円

(14) 高齢者生きがい支援広報強化事業（市単独事業 令和2年度から実施）

目的 高齢者の生きがい支援施策を集約したパンフレットを作成し、各施策のさらなる利用促進を図る。

予算額 令和3年度 1,865千円

(15) 高齢者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和47年度から実施）

目的 ひとり暮らし高齢者等安心通報システム利用者等に対する電話による健康状態の確認や各種相談業務等を行い、高齢者の福祉の増進を図る。

相談員 2人

実績 令和2年度相談件数 23,698件

予算額 令和3年度 5,669千円

(16) 高齢者福祉電話設置事業（市単独事業 昭和51年1月から実施）

目的 ひとり暮らしの高齢者等に対し福祉電話を設置し、孤独感を和らげるとともに安否確認を行い、生命の安全を図る。

対象者 おおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者等で、生命の安全の確保が懸念され、定期的な安否確認が必要な者 ※住民税非課税世帯であり、現に電話が設置されていない世帯

設置状況 令和2年度末 稼働台数 75台

予算額 令和3年度 2,314千円

(17) 虚弱高齢者等福祉用具給付事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 虚弱なひとり暮らしの高齢者等に対して、寝たきり予防等を図るため介護保険給付対象外の福祉用具を給付する。

給付品目 ・手押し車 ・電磁調理器 ・吸引器

対象者 65歳以上の虚弱なひとり暮らし高齢者等

(1) 手押し車は、下肢の不自由な者

(2) 電磁調理器は、初期の認知症などにより、防火等の配慮が必要な者

(3) 吸引器は、要介護3以上で必要と認められる者

費用負担 生計中心者の前年所得税額に応じた負担（無料～5割）

実績 令和2年度 手押し車 744台 電磁調理器 50台 吸引器 90台

予算額 令和3年度 7,853千円

(18) 寝たきり高齢者等寝具洗濯サービス事業（市単独事業 昭和52年度から実施）

目的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対象者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者

実施回数 1人年間3回以内（申請時期により異なる）

実績 令和2年度 延 603人

予算額 令和3年度 2,501千円

(19) 寝たきり高齢者等理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目的 寝たきり高齢者等の保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対象者 在宅の65歳以上、要介護認定において要介護3以上と判定された者

実施回数 1人年間3回以内（申請時期により異なる）

実績 令和2年度 延 1,475人

予算額 令和3年度 6,313千円

(20) 紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 紙おむつ等を使用している高齢者に対し、現物支給又は費用の一部を助成することにより、高齢者の福祉及び衛生の向上を図るとともに、経

済的負担の軽減を図る。

対 象 者 在宅又は病院で紙おむつ等を使用している65歳以上の高齢者で住民税非課税世帯の者（介護保険施設利用者，生活保護受給者は除く）

助成内容 <在宅>○要介護4・5の者
年額10万円相当の紙おむつ等支給
○その他の者
年額5万円相当の紙おむつ等支給
<入院> 月額4千円を限度とする現金助成

実 績 令和2年度 決定者数11,526人（現物支給：8,495人，現金支給：3,031人）

予 算 額 令和3年度 424,857千円

(21) 寝たきり高齢者等訪問歯科診療推進補助事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 歯科診療が必要な寝たきりの高齢者等の歯科診療を推進するため，市歯科医師会が訪問診療を行うのに必要な機材購入費及び運営費等に補助を行う。

実 績 令和2年度 申込み件数184件 訪問回数764回

予 算 額 令和3年度 2,646千円

(22) 老人介護手当支給事業（市単独事業 昭和61年度から実施）

目 的 在宅の寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を介護する者に介護手当を支給し，介護者の労をねぎらうとともに，寝たきり高齢者等の福祉の増進を図る。

対 象 者 本市に1年以上住所を有する者で，寝たきり高齢者又は重度認知症高齢者を現に扶養し，同居又はこれに準ずる状態で6か月以上介護している者

① 寝たきり高齢者 65歳以上の者で，在宅において6か月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

② 重度認知症高齢者 65歳以上の者で，認知症状により在宅において6か月以上常時他の者の介護を必要とする者（要介護認定において要介護3以上）

①・②ともに本市に1年以上住所を有する者であること及び在宅でない期間が31日を超えないこと。

資格認定日 毎年度8月1日及び2月1日

手当の額 1人年額 90,000円
45,000円（国の特別障害者手当又は経過的福祉手当の受給者）

実 績 令和2年度 寝たきり高齢者等1,726人
国の手当受給者 122人

予 算 額 令和3年度 160,215千円

(23) ひとり暮らし高齢者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 ひとり暮らし高齢者等の世帯で、急病などの緊急時にボタンを押したときや見守りセンサーが異常を感知したときに、警備員が駆けつける通報システムを設置する。

- 対 象 者 ① 65歳以上のひとり暮らし高齢者又は高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため、日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯
 ② 65歳以上の高齢者のみの世帯で、同居する1人が重度の要介護状態にある世帯
 ③ 80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

実 績 令和2年度末 稼働台数 1,420台

予 算 額 令和3年度 75,981千円

(24) 心をつなぐ訪問給食事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目 的 ひとり暮らしの高齢者等に計画的に配食を提供し安否確認を行うことにより、高齢者の健康で自立した生活の支援及び孤独感の解消を図るとともに、配食に従事する者とのふれあいを通じて、自立意欲を促進する。

対 象 者 定期的に安否確認を必要とする65歳以上のひとり暮らしの高齢者で、食生活の手助けを必要とする者。（高齢者のみの世帯で、世帯全員が要支援以上の世帯などを含む）

配食回数 要支援2以上 昼食 週6回以内
 夕食 週6回（昼食を6回受ける者等）
 要支援1以下 昼食 週3回以内

利 用 料 昼・夕食とも1食 400円（住民税非課税世帯に属する者及び生活保護受給者は1食200円）

実 績 令和2年度 利用者 2,086人 延 398,224食

予 算 額 令和3年度 253,585千円

(25) 高齢者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 在宅の高齢者等がいる世帯に対し、住宅改造に必要な経費を助成し、高齢者等の自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る。

- 助成条件 ① 対 象 者 要介護認定で要支援以上と認定された者又はその同居者で、同居者全員の前年課税所得の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯
 ② 対象工事 既存の居室、浴室、台所、廊下等の設備構造等を高齢者等に適應するように改造するための工事（※新築・増築は対象外）

③ 助成額 100万円と対象経費のいずれか低い金額に3分の2を乗じた額（限度額 66万6千円）

実績 令和2年度 89件

予算額 令和3年度 47,814千円

(26) 成年後見制度利用促進事業（市単独事業（1部国補助あり）平成30年度から実施）

目的 認知症や知的・精神障害などにより成年後見人等による支援が必要な方を適切に成年後見制度の利用につなげるため、成年後見センターを設置・運営し、制度の利用促進を図る。

予算額 令和3年度 30,451千円

(27) 高齢者短期入所事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目的 被虐待高齢者や認知症等による徘徊高齢者等を一時的に養護老人ホーム等に入所させて保護する。

対象者 本市に住所を有し、要介護認定又は要支援認定を受けていない概ね65歳以上の者で、虐待を受け又は受けている疑いのある者で養護者と分離する必要がある者等

利用期間 原則7日以内

費用負担 施設利用料、食費、その他実費

予算額 令和3年度 202千円

(28) 高齢者虐待防止ネットワーク推進事業（市単独事業 平成20年度から実施）

目的 地域包括支援センター、民生委員等の関係機関で構成する高齢者虐待防止ネットワーク協議会を中心に、高齢者虐待の防止や早期発見に努め、高齢者や養護者への支援を行うとともに、関係機関の連携体制の強化を図る。

事業内容 ① 高齢者虐待防止ネットワーク協議会の運営

② 高齢者虐待対応

③ 高齢者虐待対応研修会の開催

予算額 令和3年度 266千円

(29) 軽費老人ホーム谷山荘（B型）（市単独事業 昭和51年度から実施）

目的 低額な料金で高齢者に居室を提供し、併せて日常生活上必要な便宜を供与する。

対象者 ① 本市に住所がある60歳以上の者

② 家庭環境、住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な者

③ 自炊ができる程度以上の健康状態にある者

④ 収入が使用料の3.5倍以上ある者

⑤ 所得税を課せられていない者

※ 利用許可を受けた者とともに利用しようとする配偶者、三親等内の親族その他特別な事情によりホームを利用させることが必要と認められる者については①、④に該当しなくても利用できる。

使用料 1人用居室 月額 11,000円 2人用居室 月額 15,400円
 指定管理者 社会福祉法人 鹿児島市社会事業協会

名 称	所 在 地	定 員	職員数	敷地面積	建物面積	設立年月日
鹿児島市軽費老人ホーム谷山荘	谷山中央1丁目5027-3	38人	3人	1,830㎡	1,510㎡	昭51. 5. 1

予 算 額 令和3年度 35,916千円

(30) 軽費老人ホーム(ケアハウス)事務費補助事業(市単独事業 平成8年度から実施)

目 的 軽費老人ホームの運営費に係る事務費について補助を行い、家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者の入居を促進する。

補助内容 事務費基準額から、入所者が収入に応じて負担する額を差し引いた額について補助する。

予 算 額 令和3年度 341,054千円

(31) 老人福祉施設協議会補助金交付事業(市単独事業 平成5年度から実施)

目 的 施設職員の資質の向上等を図るとともに、老人福祉施設の基盤強化を図るため、鹿児島市老人福祉施設協議会に補助金を交付する。

対象事業 会議、研修会等

予 算 額 令和3年度 200千円

(32) 高齢者福祉施設管理基金の設置(平成5年度から積立)

目 的 本市の高齢者福祉施設の管理運営に要する経費に充てることを目的として「高齢者福祉施設管理基金」を設置し、高齢者福祉の増進を図る。

事業概要 基金運用から生じる利息を高齢者福祉センター等の管理運営経費の財源として充当する。

基金総額 令和2年度末 5,524,523千円

(33) 養護老人ホームへの入所措置(国の制度 昭和25年度から実施)

目 的 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者を養護老人ホームに入所させることにより、心身の健康保持及び生活の安定を図る。

対 象 者 原則65歳以上の者で環境上及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者

入所施設 市内施設 3施設 定員170人

予 算 額 令和3年度 262,270千円

③4 後期高齢者医療制度（国の制度 平成20年度制度開始）

対象者 75歳以上の者及び65歳から74歳で一定の障害のある者

医療費の自己負担 1割（但し、現役並みの所得者は3割）

保険料 鹿児島県後期高齢者医療広域連合で決定し、保険料率は県内一律。
 保険料(年額) = 均等割額 (55,100円) + 所得割額 { (総所得金額等 - 基礎控除) × 所得割率 (10.38%) }

所得に応じて、均等割額の軽減措置がある。

保険料の納め方 特別徴収（年金から控除）と普通徴収（金融機関の窓口等での納付又は口座振替、納期は7月から翌年3月までの9期）

保健事業 後期高齢者医療制度の被保険者を対象とした長寿健診の実施

その他 後期高齢者医療制度の被保険者を対象に、本市独自の事業としてはり・きゅう施設利用補助（施術1回につき1,100円、年60回以内）、人間ドック及び脳ドックの利用補助を行う。

予算額 令和3年度 8,502,900千円（特別会計）

③5 鹿児島市高齢者保健福祉計画

「鹿児島市高齢者保健福祉計画」は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画であり、令和3年2月に令和3年度から令和5年度までの計画を策定した。また、「介護保険事業計画」と共通する事項が多く、調和を保つ必要があることから、「鹿児島市高齢者保健福祉・介護保険事業計画」として一体的に策定している。

③6 鹿児島市立喜入園（養護老人ホーム）

目的 環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な者で、実施機関より措置又は委託された者を入所させ養護する。

入所対象者 原則65歳以上の者で環境上の理由等により居宅において養護を受けることが困難な者

施設名	区分		所在地	敷地面積	建物面積	定員	令和2年度	令和3年度	職員数	
	月	平均					入所者数	予算額		
養護老人ホーム	喜入町	8462	7,973㎡	2,477㎡	人	50	30.7人	千円	148,248	10(1) (再任用) 人

③7 吉田福祉センター管理運営事業（市単独事業 平成16年11月から実施）

※旧吉田町単独事業 平成10年度から実施

目的 地域住民の福祉の増進及び福祉意識の高揚を図るため、吉田福祉センターの管理を18年4月から指定管理者として社会福祉法人鹿児島市社会福祉協議会に行わせる。

○開館時間 午前9時～午後5時

○休館日 月曜日、祝日、12月29日から翌年の1月3日まで

所在地 本城町1687番地2

予算額 令和3年度 18,185千円

(38) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業（令和3年度から実施）

目的 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、医療・介護・健診データ分析により、地域の健康課題の把握及び支援対象者の抽出を行うとともに事業全体の企画・調整などを行う。

事業内容 ①事業の企画・調整等

②KDB等を活用した地域の健康課題の分析・対象者の把握

③医療関係団体等との連絡調整

予算額 令和3年度 1,583千円

(39) 介護老人福祉施設等整備費補助事業（平成8年度から実施）

目的 計画的かつ質の高い施設の整備を推進し、施設入所者等の福祉の向上を図るため、特別養護老人ホーム等の老人福祉施設を設置する社会福祉法人等に対し、施設整備費の一部を補助する。

予算額 令和3年度 0千円

5 障害者福祉

(1) 身体障害者手帳の交付状況

（令和3.4.1現在）

交付者数		人（全人口約4.89%）		障害別人員		
					18歳以上	18歳未満
年齢及び性別	18歳以上	男	13,495人	視覚障害	1,933人	14人
		女	14,929人	聴覚障害	2,809人	95人
		計	28,424人	内部障害	8,825人	116人
	18歳未満	男	302人	言語機能障害	243人	6人
		女	262人	肢体不自由	14,614人	333人
		計	564人	計	28,424人	564人

(2) 友愛バス交付事業（市単独事業 昭和46年度から実施）

目的 心身障害者等の更生への努力に対し、市民が励ましといたわりの気持ちを表し、障害者等の福祉の増進を図るため、鹿児島市域の市電、市バス、民営バス、桜島フェリーを無料で利用できる友愛バスを交付する。

対象者 本市に居住し、住民登録を有する6歳以上の障害者等で身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者（ただし、4級については65歳以上）、療育手帳の交付を受けている者、原爆被爆者諸手当の受給者及び精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

交付状況

友愛バス 交付者数	年度	平成29	平成30	令和元	令和2
	身体障害者	9,638人	9,772人	9,805人	9,760人
	原爆被爆者	121人	113人	105人	101人
	知的障害者	3,087人	3,247人	3,380人	3,483人
	精神障害者	4,756人	5,140人	5,481人	5,775人

予算額 令和3年度 311,758千円

(3) 友愛タクシー券交付事業（市単独事業 平成4年度から実施）

目的 重度の障害者が、生活の利便及び社会参加の促進のためタクシーを利用する場合に、その運賃の一部を補助することで、障害者の福祉の増進を図る。

対象者 本市に居住し、住民登録を有する者のうち、身体障害者手帳の交付を受けている者で、障害の程度が視覚の1級または2級の者、下肢の1級から4級までの者（ただし4級については65歳以上）、体幹の1級から3級までの者並びに内部障害の1級の者、療育手帳の交付を受けている者で障害の程度がA₁、A₂又はAの者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で障害の程度が1級の者

交付状況 9,954人（令和2年度）
 身体障害者 9,177人 知的障害者 711人 精神障害者 66人
 予算額 令和3年度 75,182千円

(4) ろうあ者福祉相談員設置事業（市単独事業 昭和43年10月7日から実施）

目的 市内に居住するろうあ者の各種行政手続，一般生活相談等に応じ，広く便宜を供与し，福祉の向上を図る。

対象者 ろうあ者及びろうあ者との問題で意思の疎通や理解を深める必要のある者

相談員 1人

相談件数 907件（令和2年度）

予算額 令和3年度 2,731千円

(5) 相談等業務委託事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目的 身体障害者，知的障害者本人又はその保護者等からの相談に応じ，必要な指導や助言等を行うことにより，障害者福祉の増進を図る。

① 身体障害者相談員

身体障害者のうちから適当と認められる者に対し，身体に障害のある者の相談に応じる業務を委託して，身体障害者からの更生援護の相談に応じ必要な指導を行う。

相談員数 45人

② 知的障害者相談員

知的障害者の保護者である者のうちから適当と認められる者に対し，知的障害者本人又は保護者等からの相談に応じる業務を委託して，知的障害者の更生援護に関する必要な指導，助言を行う。

相談員数 9人

予算額 令和3年度 1,372千円

(6) 障害福祉サービス給付事業（国の制度 平成18年度から事業を一本化）

目的 障害者（児）に居宅介護，生活介護などの障害福祉サービス等を提供する。

事業内容 日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と，自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」等があり，家庭などで利用できる「訪問系サービス」，入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」，居住の場として利用できる「居住系サービス」等に分けられる。

① 訪問系サービス

居宅介護（ホームヘルプ），重度訪問介護，同行援護，重度障害者等包括支援，行動援護

- ② 日中活動系サービス
生活介護，療養介護，自立訓練（機能訓練・生活訓練），就労移行支援，就労継続支援（A型・B型）
- ③ 居住系サービス
施設入所支援，共同生活援助（グループホーム）
- ④ その他サービス
短期入所（ショートステイ），就労定着支援，自立生活援助
- ⑤ 地域相談支援給付（地域移行支援，地域定着支援）
- ⑥ 計画相談支援給付（サービス等利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた4区分の上限月額（ただし，利用したサービス費用の1割の方が低い場合は，1割）

予算額 令和3年度 16,443,638千円

(7) 障害福祉サービス利用者負担軽減事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目的 市独自の利用者負担軽減を図り，利用を促進するため，利用者負担額を2分の1とする。

事業内容 障害福祉サービスの利用について，利用者負担額を2分の1とする。

予算額 令和3年度 18,092千円

(8) 障害児通所等支援事業（国の制度 平成18年度から実施 平成24年度から児童デイサービスが移行し，サービスを拡充して実施）

目的 障害児に対する療育として，児童発達支援や放課後等デイサービス等を実施し，日常生活における基本的な動作の指導，生活能力の向上のために必要な訓練等を行う。

事業内容 在宅の障害児に対して，障害児通所支援事業所や保育所等において，日常生活における基本動作の指導，集団生活への適応訓練及び生活能力の向上のために必要な訓練等の支援を行うため，以下のサービス利用を支援する。

- ① 障害児通所支援
児童発達支援，放課後等デイサービス，保育所等訪問支援，
居宅訪問型児童発達支援
- ② 障害児相談支援給付（障害児支援利用計画）

利用者負担 原則，所得に応じた3区分の上限月額（ただし，利用したサービス費用の1割の方が低い場合は1割）

予算額 令和3年度 7,481,720千円

(9) 障害児通所支援利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施 ※平成23年度までは「児童デイサービス利用者負担軽減事業」）

目的 市独自の利用者負担軽減を図り，利用を促進するため，利用者負担額

を無料とする。

事業内容 障害児通所支援の利用について、利用者負担額を無料とする。

予 算 額 令和3年度 134,427千円

(10) 補装具費支給事業（国の制度 昭和25年度から実施）

目 的 身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図るため、失われた身体機能や損傷のある身体機能を補うための用具(補装具)を購入、修理するための費用を支給し、身体障害者(児)の日常生活や社会生活の向上を図る。

交付(修理)件数

種 別 \ 年 度	平成30	令和元	令和2
補 装 具 交 付	1,147	1,021	1,018
補 装 具 修 理	553	550	579
計	1,700	1,571	1,597

予 算 額 令和3年度 166,199千円

(11) 障害児補装具費利用者負担軽減事業（市単独事業 平成19年度から実施）

目 的 障害児の補装具費の支給について、利用者負担の軽減を図る。

事業内容 障害児の補装具費の支給に際し、当該支給に係る利用者負担額を2分の1とする。

予 算 額 令和3年度 1,291千円

(12) 難聴児補聴器購入助成事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目 的 補聴器の装用による言語の習得やコミュニケーション能力の発達、教育上必要な聴力の確保を図る。

事業内容 18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児の補聴器購入、修理に要する費用の一部を助成する。

予 算 額 令和3年度 1,230千円

(13) 日常生活用具給付事業（国の制度 昭和47年度から実施）

目 的 在宅の重度障害者が日常の家庭生活を営む上での不便を解消するために、用具を給付することにより、日常生活の利便を図る。

対 象 者 在宅の重度障害者（品目により障害種別・等級は異なる）

給付件数

年 度	平成30	令和元	令和2
件 数	11,757	12,327	12,584

予 算 額 令和3年度 131,385千円

(14) 社会参加促進事業（国の制度 一部単独事業）

目 的 共生社会の実現に向けて、障害者の自立と社会参加の促進を図る。

- 内 容
- ① 手話講座の実施（昭和57年度から実施）
市民を対象に各クラスごとに手話講座を実施
（入門：95人、基礎：75人、手話通訳者養成：75人）
 - ② 手話通訳者の設置（昭和53年度から実施）
本庁及び各支所に手話通訳者を設置
 - ③ 手話通訳者等派遣事業（平成14年度から実施）
聴覚障害者及び音声機能又は言語機能に障害がある者に対し、申請に応じて、手話通訳者及び要約筆記者を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。
 - ④ 自動車改造費助成（昭和53年度から実施）
身体障害者が自ら使用する自動車の改造に要する経費を助成（限度額 10万円：所得要件あり）
 - ⑤ 自動車運転免許取得費助成（平成10年度から実施）
身体障害者が自動車運転免許を取得するための経費の一部を助成（限度額 10万円）
 - ⑥ スポーツ大会の開催（昭和42年度から実施）
身体障害者体育大会、知的障害者スポーツ大会
 - ⑦ 1日レクリエーション（市単独事業 昭和47年度から実施）
 - ⑧ レクリエーション教室開催（平成8年度から実施）
 - ⑨ ボランティア活動参加促進（知的障害者）（平成8年度から実施）
知的障害者が行うボランティア活動を支援
 - ⑩ 要約筆記講座の実施（平成26年度から実施）
市民を対象に要約筆記講座を実施（20人）
 - ⑪ 盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業（平成26年度から実施）
視覚機能と聴覚機能に障害を併せ持つ重度重複障害者に対し、申請に応じて、盲ろう者向け通訳・介助員を派遣することにより、障害者の自立と社会参加の促進を図る。
 - ⑫ 盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業（平成26年度から実施）

予 算 額 令和3年度 56,981千円

(15) 重度身体障害者ガソリン代等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 重度の身体障害者のうち、自ら自動車を運転することにより社会参加が可能で、かつ、低所得の方に対し自動車の燃料費の一部を助成することにより、社会参加を容易にし自立を促進する。

助 成 額 ① ガソリン車 1リットル当たり40円 年180リットル以内

② 軽油車 1リットル当たり18円 年180リットル以内

助成人員 61人（令和2年度実績）

予算額 令和3年度 484千円

(16) ゆうあい館交流事業補助金（市単独事業 平成6年度から実施）

目的 本市の障害者が集う心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）において実施される交流事業に対し補助金を交付し、障害者の社会参加、福祉の向上に寄与する。

内容 ゆうあい館交流事業実行委員会が実施するゆうあい館交流フェスタに対し補助金を交付する。

予算額 令和3年度 300千円

(17) ゆうあい福祉バス運行事業（平成9年度から実施 令和2年4月から地域生活支援事業に移行）

目的 障害者団体等からの要請に応じて、リフト付バスを運行し、障害者の各種研修会、講演会、スポーツ、レクリエーション等への参加を容易にすることによって、障害者の社会参加の促進を図る。

事業内容 リフト付バス 1台（定員24人）

運行範囲 鹿児島県内（離島を除く）

利用日・時間 12月29日から翌年の1月3日までを除く日
午前9時30分から午後4時30分まで

実績 令和2年度 運行回数 65回、 利用人員 延2,166人

予算額 令和3年度 4,682千円

(18) 福祉用具貸与事業

（市単独事業 平成3年度から実施。ベビーセンサーは平成19年度から実施）

目的 社会生活上福祉用具を必要とする者に対して、福祉用具を貸与することにより障害者の社会参加と福祉の増進に寄与する。

対象者 原則として、本市に居住する者で、下記に該当する者

- ・車いす 医療機関への通院、旅行等社会生活上車いすを必要とする者
- ・ベビーセンサー 乳幼児を養育する聴覚障害者

貸与期間 車いす おおむね1ヶ月

ベビーセンサー 2ヶ月（最長1年まで更新可能）

実績 車いす 令和2年度 107件

ベビーセンサー 令和2年度 0件

(19) 鹿児島県福祉のまちづくり条例関係事務（県移譲事務 平成12年度から実施）

概要 「鹿児島県福祉のまちづくり条例」に基づき、障害者等に配慮した生活環境の整備並びにまちづくりを推進するため、不特定多数の者の利用に供する施設のうち、障害者等が安全かつ快適に利用できるようにする

ための整備を促進することが特に必要な施設の新築等の内容についての届出を受理する。また、整備基準に適合していることを証する証票の交付の請求により、適合しているものに対し交付する。

なお、平成9年度施行した「鹿児島市福祉環境整備指針」は県条例の適用を受けない小規模の対象建築物について協議等を行っている。

(20) 訪問入浴事業（国の制度 昭和49年度から実施）

目 的 自力及び家族の介助で入浴が困難な重度心身障害者の家庭に移動浴槽車を派遣し、心身障害者の保健衛生の向上及び家族の介護負担の軽減を図る。

対 象 者 身体障害者手帳1・2級または知能指数35以下で、寝たきりの状態にあり、家族の介助だけでは入浴することができない者

利用回数 1人1月6回以内

実 績 令和2年度 延 3,379人

予 算 額 令和3年度 44,514千円

(21) ゆうあい訪問給食事業（市単独事業 平成12年度から実施）

目 的 65歳未満の独居障害者世帯等を訪問して食事を提供することにより、栄養及び献立等の面で単調になりがちな食生活を改善し、障害者の健康増進を図るとともに、孤独感の解消を図る。なお、昼食に加えて、平成16年7月から夕食の配食を実施している。

対 象 者 独居重度身体障害者（1・2級）及び重度身体障害者だけの世帯の者で食事の調理が困難な者

利用回数 昼食 週6回以内

夕食 昼食を週6回受けている者のうち希望者は週6回

利用者負担 1食400円（住民税非課税世帯、生活保護受給者は1食200円）

登録者数 337人（令和2年度末）

予 算 額 令和3年度 36,852千円

(22) 移動支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 屋外での移動が困難な障害者（児）に外出時の支援を行うことにより、社会参加と自立を促す。

対 象 者 身体障害者 身体障害者手帳の第1種の所持者

知的障害者 療育手帳の所持者

精神障害者 精神障害者保健福祉手帳所持者で障害支援区分が1以上、かつ「行動援護および重度障害者等包括支援の判定基準表」において5点以上の者

難病患者等 外出に支援が必要であると認められる者

そ の 他 65歳到達前の過去5年間継続して援助支援の決定を受けていた者

事業内容 ① 場所の移動のために必要となる支援
② 目的地における行動支援

利用時間 基本 15時間／月

個別事情に応じ、期限を定めて必要時間を追加

利用料 1時間あたり 身体介護を伴う 200円
身体介護を伴わない 75円

市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料

予算額 令和3年度 281,830千円

(23) 日中一時支援事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 介護者の生活支援及び障害者（児）の日中活動の場を確保することにより、障害者（児）及び家族の安定した生活を保障する。

対象者 障害福祉サービスの「短期入所」の支給決定を受けている障害者及び障害児

事業内容 障害者（児）を介護する者が、疾病等の理由により居宅における介護ができない場合に、一時的に施設に預け、必要な保護を行う日帰りショートステイ

利用時間 基本 30時間／月

個別事情に応じ、期限を定めて必要時間を追加

利用料 1時間あたり 30円（医療型 1時間あたり 40円）

市町村民税非課税世帯及び生活保護世帯は無料

予算額 令和3年度 37,672千円

(24) 地域活動支援センター事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 在宅の障害者に創作的活動や生産活動の機会を提供することにより、自立と社会との交流を促進する。

対象者 在宅の障害者

事業内容 機能訓練，社会適応訓練，創作活動，生産活動等

利用料 無料

委託施設 ゆうあい館，ふれあい館，つわぶき苑，にしべっぶの里，とんぼ，かけはし，ひだまり，ソーバーハウス，サポートやすらぎ，クリンカハウス，ドリーム，さをり工房うえ～ぶ，きずな館，結い愛の郷

予算額 令和3年度 175,635千円

(25) 更生訓練費支給事業（国の制度 平成18年度から実施）

目的 更生訓練費を支給し，社会復帰の促進を図る。

事業内容 就労移行支援又は自立訓練を利用している障害者に更生訓練費を支給する。

予算額 令和3年度 7,528千円

(26) 福祉ホーム事業（国の制度 平成10年度から実施 平成18年10月から障害者自立支援法による地域生活支援事業へ移行）

目的 日常生活に支障のある障害者に対し、低額な料金で日常生活に適するような居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する福祉ホームを運営する社会福祉法人に運営費の一部を助成し、障害者の福祉の増進を図る。

対象施設	自立ホームゆめの里	川上町680-3	定員11人
	福祉ホームむぎのめの里	川上町1862-1	定員10人
	こかげの里	川上町685-12	定員14人
	福祉ホームつわぶきハウス	犬迫町8032-2	定員8人

予算額 令和3年度 10,203千円

(27) 身体障害者福祉電話設置事業（市単独事業 平成5年度から実施）

目的 在宅の重度身体障害者に対し福祉電話を貸与することにより、聴覚障害者又は外出困難な重度身体障害者のコミュニケーション及び緊急連絡の手段の確保を図るとともに、電話による安否の確認や、各種相談に応じ、もって重度身体障害者の福祉の増進を図る。

対象者 聴覚障害者又は外出困難な重度身体障害者で、身体障害者手帳の等級が2級以上の者

設置状況 令和2年度 1台 累計63台

予算額 令和3年度 1,410千円

(28) ひとり暮らし障害者等安心通報システム設置事業（市単独事業 平成25年度から実施 ※24年度までは「身体障害者在宅介護支援システム設置事業」）

目的 障害者が、長年住み慣れた地域や家庭で安心して暮らせるよう緊急通報システムを設置する。

事業概要 障害者が緊急通報装置本体またはペンダントのボタンを押した場合やセンサー等により異常を感知した場合に、市が委託した事業者（警備会社）が通報を受信し、利用者宅へ電話をかけ状況確認を行う。利用者が電話を受けることができない場合には、鍵を預かった警備員を利用者宅へ派遣し、必要に応じて、消防局へ救急車の緊急出動の要請を行う。

対象者 下記のいずれかに該当する者で、世帯全員が病弱なため日常生活を営むうえで常時注意を要するもの

- ① 65歳未満のひとり暮らし重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）世帯
- ② 65歳未満の重度身体障害者（身体障害者手帳1・2級）のみの世帯
- ③ ②に準ずる世帯（65歳未満の重度身体障害者と重度知的障害者との同居など）

利用者負担額

	負担額（月額）
生活保護受給世帯	0円
市民税非課税世帯	
市民税均等割課税者がいる世帯	
市民税所得割課税者がいる世帯	1,000円

予 算 額 令和3年度 2,204千円

- (29) 在宅人工呼吸器・酸素濃縮器使用電気料助成事業（市単独事業 平成13年度から実施）

目 的 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用している重度呼吸器機能障害者に対して、これらの機器に係る電気料を助成し、障害者の経済的負担の軽減と福祉の増進に資する。

- 対 象 者 ① 身体障害者手帳所持者で呼吸器機能障害1級又は3級の者、又はこれに準ずる者として特に市長が認める者
 ② 在宅で常時、人工呼吸器又は酸素濃縮器を使用する者
 ③ 生計中心者の前年の所得税が非課税の者

予 算 額 令和3年度 2,262千円

- (30) 重度心身障害者（児）紙おむつ等助成事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 在宅又は病院等で、紙おむつ等を使用している重度心身障害者（児）に対し、紙おむつ購入費等を助成し、重度心身障害者（児）の福祉の向上及びその世帯の経済的負担の軽減を図る。

- 対 象 者 3歳以上の身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者または、療育手帳A₁、A₂、Aに該当する者で、生計中心者の前年の所得税が非課税の者（生活保護世帯又は65歳以上で住民税非課税世帯を除く。）

助 成 額 月額 4,000円以内

予 算 額 令和3年度 11,547千円

- (31) 寝具乾燥事業（市単独事業 昭和54年度から実施）

目 的 寝たきりの身体障害者の寝具の洗濯・乾燥・消毒を行うことにより、身体障害者の保健衛生の向上及び福祉の増進に寄与する。

- 対 象 者 1月の大半を寝たきりの状態で過ごし、かつ、日常生活に他人の介護を要する状態が6カ月以上継続している65歳未満の身体障害者で、伝染性疾患でなく、生計中心者の前年の所得税が非課税の者

実施回数 1人年3回以内

予 算 額 令和3年度 30千円

- (32) 重度身体障害者理髪・美容サービス事業（市単独事業 平成6年度から実施）

目 的 外出困難な重度身体障害者の家庭に理容・美容業者を派遣して、理髪・

美容サービスを行い、保健衛生の向上及び福祉の増進を図る。

対 象 者 身体障害者手帳（視覚障害1級及び65歳未満の肢体不自由1級）の所持者で、外出困難な重度身体障害者

実施回数 1人年3回以内

予 算 額 令和3年度 1,149千円

(33) 重度身体障害者住宅改造費助成事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 重度身体障害者の在宅での生活を支援するため、浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成し、生活環境の整備を図る。

対 象 者 重度身体障害者及びその同居者で、同居者全員の前年課税所得金額の合計額が330万円以下であり、納付すべき市税の滞納がない世帯

助 成 額 100万円と対象経費のいずれか低い額に、3分の2を乗じた額

予 算 額 令和3年度 18,000千円

(34) 重度身体障害者住宅リフォームヘルパー事業（市単独事業 平成9年度から実施）

目 的 重度身体障害者の住宅の改造を行う際に、リフォームヘルパーを派遣して相談に応じ、適切なアドバイスを行うことで、重度身体障害者の住環境の改善を図る。

対 象 者 65歳未満の重度の身体障害者で身体状況、家族構成、家屋の状況から居室等の改良を希望する者

予 算 額 令和3年度 15千円

(35) 児童発達支援事業専門員加算等補助金（市単独事業 昭和51年度から実施）

目 的 在宅で児童発達支援事業所等へ通所する心身障害児又は重症心身障害児に対し、日常生活基本動作訓練や集団生活適応訓練等の早期療育を行うことにより各自の能力に応じた発達を支援する。

事業内容 児童発達支援事業所、福祉型児童発達支援センター及び放課後等デイサービスについて、より質の高い訓練や指導のほか専門的な個別指導や、その家族に対する心理的サポートを含む総合的な療育指導を行う事業所に対して、専門指導員等の経費の一部を助成する。

また、看護師等を雇用し、重症心身障害児等を通わせた場合にその経費の一部を助成する。

予 算 額 令和3年度 150,167千円

(36) 発達障害児等家族支援補助事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 発達障害児等が地域から孤立や児童虐待につながらないように、保護者が楽しく子育てに臨める自信を持たせるため、事業所が行う家族支援に対し補助を行い、療育の質の向上を図る。

事業内容 児童発達支援事業所等が、通所している発達障害児等の保護者に対し

て、グループ講習等の集団支援や居宅訪問等の個別支援を実施した場合に、経費の一部を助成する。

予 算 額 令和3年度 5,000千円

(37) 障害児地域療育等支援事業（市単独事業 平成8年度から実施）

目 的 在宅障害児（者）のライフステージに応じた地域での生活を支援するため、障害児（者）施設の有する機能を活用し療育、相談体制の充実を図るとともに、各種福祉サービスの提供の援助、調整等を行い、地域の在宅障害児（者）及びその家庭の福祉の向上を図る。

事業内容 ① 障害児等療育支援事業
 ・在宅支援訪問療育指導事業
 ・在宅支援外来療育指導事業
 ・施設支援一般指導事業
 ② 地域療育等支援事業

対 象 者 在宅の重症心身障害児（者）、知的障害児（者）及び身体障害児（者）等

予 算 額 令和3年度 5,245千円

(38) 障害者相談支援専門員配置促進事業（市単独事業 令和元年度から実施）

障害児相談支援専門員配置促進事業（市単独事業 令和元年度から実施）

目 的 サービス等利用計画又は障害児支援計画を作成する相談支援専門員を増員する事業所を補助することで、障害者（児）が適正な計画のもと、効果的な支援が受けられる環境を作る。

事業内容 指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所を行う社会福祉法人等が、相談体制の充実を図るため、常勤専従の相談支援専門員を新たに指定特定相談支援事業又は指定障害児相談支援事業を行う事業所へ配置した場合に、経費の一部を助成する。

予 算 額 令和3年度 6,500千円（障害者相談支援専門員配置促進事業）
 6,500千円（障害児相談支援専門員配置促進事業）

(39) 障害者相談支援等事業（国の制度 平成18年度から実施）

目 的 在宅で生活している障害者やその家族を対象に、地域で生活を送るうえで必要な各種福祉サービスの活用などについて相談を受け、助言や利用援助を行い、障害者の地域における生活を支援する。

事業内容 ① 障害者相談支援事業（電話・来所・訪問等による相談）
 ② 障害者緊急一時保護業務

予 算 額 令和3年度 53,914千円

(40) 鹿児島市障害者基幹相談支援センター事業（市単独事業 平成24年10月1日設置）

目 的 障害者（児）及びその家族等からの総合的な相談業務について、ワン

ストップ化を図り、情報の提供及び助言その他障害福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、その他虐待防止センターの機能を備えた、本市の相談支援の拠点となる基幹相談支援センターを運営する。

- 事業内容 総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害（発達障害を含む）・差別解消）及び成年後見制度利用支援事業を実施。
- ・身近な地域の相談支援事業者で対応できない個別事例への対応
 - ・虐待防止センターの役割など

予算額 令和3年度 34,366千円

(41) 地域生活支援拠点事業（国の制度 平成29年度から実施）

目的 地域で生活する障害者の不安の解消を図り、障害者及び家族が安心して生活できるよう支援することにより、障害のある人もない人も共に地域で生活できる社会の推進に寄与する。

- 事業概要
- ・24時間365日の緊急対応（相談、受入れ）
 - ・施設等から地域生活への移行を希望する障害者に対して当拠点やグループホーム等において地域生活の体験の場を提供
- 上記事業を行うため、拠点の機能を中核的に担う施設に対して、居室の確保及びコーディネーター配置を行う。

平成29年10月1日から運用開始。

予算額 令和3年度 14,766千円

(42) 自立支援医療費（更生医療）支給事業（国の制度 昭和24年度から実施）

目的 身体障害者の更生を目的にし、手術、治療により身体の機能障害を除去し、または軽減して職業能力や日常生活を容易にする。

対象者 18歳以上の身体障害者手帳を有する者

実績

年度	平成30	令和元	令和2
延件数	11,115件	11,364件	11,692件

予算額 令和3年度 1,193,763千円

(43) 重度心身障害者等医療費助成事業（県補助事業 昭和49年度から実施）

目的 重度心身障害者（児）の保健の向上と福祉の増進を図るため本市では昭和49年7月から身体障害者手帳1級・2級所持者並びに知能指数35以下の一定の年齢の者を対象に保険診療分の自己負担額を助成する制度を市単独事業として実施した。昭和49年10月から県の補助事業となり昭和58年2月から65歳以上の対象者にも範囲が拡大された。

- 対象者
- ① 身体障害者手帳の1級・2級所持者で1歳以上の者
 - ② 知的障害者（児）で知能指数が35以下の1歳以上の者

③ 身体障害者手帳の3級と知的障害者（児）で知能指数が36以上50以下の合併障害者で1歳以上の者

上記の者で本人または保護者が市内に住所を有する者

助成額 保険診療分の自己負担額（1ヵ月単位）

助成の方法 償還払い

実績 令和2年度助成件数 339,572件

予算額 令和3年度 1,834,055千円

(44) 市民福祉手当（重度障害者（児）手当）（市単独事業 昭和45年4月から実施）

目的 重度障害者（児）に市民福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。

対象者 ① 重度障害者（対象者14,849人）（令和3年度予算人員）

10月1日現在で本市に1年以上居住している20歳以上の者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A₁・A₂・B₁若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の者又はこれに準ずる障害を有する者

② 重度障害児（対象児501人）（令和3年度予算人員）

4月1日現在で本市に1年以上居住している20歳未満の者で、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A₁・A₂・B₁若しくは精神障害者保健福祉手帳1・2級の者又はこれに準ずる障害を有する者

支給額 年額24,000円

予算額 令和3年度 371,073千円

(45) 特別障害者手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目的 日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障害者の福祉の増進を図る。

手当額 月額27,350円

実績

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2
受給者数（人）	760	755	764

(46) 障害児福祉手当（国の制度 昭和61年度から実施）

目的 日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の重度障害児の福祉の増進を図る。

手当額 月額14,880円

実績

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2
受給者数（人）	329	323	331

(47) 福祉手当（経過措置分）（国の制度 昭和61年度から実施）

目的 日常生活において常時介護を必要とする重度障害者の福祉の増進を図る。（旧福祉手当の受給者で特別障害者手当、障害基礎年金の非該当者）

手当額 月額14,880円

実績

区分 \ 年度	平成30	令和元	令和2
受給者数（人）	19	16	14

(48) 心身障害者扶養共済事業（県の制度 昭和45年度から実施）

目的 心身障害者の保護者の相互扶助の精神に基づき、保護者の死亡又は重度障害の状態となった後の心身障害者に年金を支給し、心身障害者の生活の安定と福祉の増進に資する。下記①～③のいずれかに該当する心身障害者の保護者で市内に住む65歳未満の健康な者

対象者 ① 知的障害者 ② 身体障害者（1級から3級まで）
③ ①②に準ずる者で将来独立自活することが困難と認められる者

加入限度 心身障害者1人につき2口まで

加入者数 163人（令和3.4.1現在）

給付内容 加入者が死亡又は重度障害の状態となった日の属する月から心身障害者に対し、加入口数が1口につき年金額2万円が支給される。

予算額 令和3年度 8,474千円

(49) 心身障害者総合福祉センター（ゆうあい館）

① 設置目的

このセンターは、障害者のふれあいと自立活動の拠点として、また、福祉の増進や社会参加の意欲の向上などを図るための中核となる施設であり、地域活動支援センター事業や福祉機器リサイクル事業、身体障害者パソコン講座などを行っている。

障害者の活動やコミュニケーションの場として、また、心の福祉を育むところとして、気軽に、楽しく、活用されることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 水曜日、12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 市内に居住する身体障害者手帳や療育手帳を有する者等

③ 主な事業

- ・地域活動支援センター事業

機能訓練，料理講座，点字講座，パソコン講座，手話講座，民謡講座，三味線講座，カラオケ講座（A・B），卓球バレー講座（A・B），洋裁講座，生花講座，大正琴講座，茶道講座，舞踊講座，身体障害者交流，送迎サービス

- ・ことばの発達指導事業
- ・利用者相談支援等事業
- ・健康相談
- ・スポーツ・レクリエーション
- ・社会参加を促進するための施設の利用
- ・福祉機器リサイクル事業
- ・IT講習会開催事業

(50) 知的障害者福祉センター（ふれあい館）

① 設置目的

このセンターは，知的障害者の中核となる施設として，平成12年11月に開所した。体育館，温水プール，プレイルーム，音楽ルーム，会議室，交流スペース，福祉作業室，展示コーナー，相談室等を備えている。知的障害者相互のふれあいを深め，生きがいと健康づくりを支援し，知的障害者とその家族の福祉の向上を図ることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 月曜日，12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 療育手帳所持者等とその家族及び知的障害者のために奉仕活動を行う個人や団体

③ 主な事業

スポーツ，レクリエーション，健康・生活・職業等の相談・指導，教育講座等の開催

(51) 精神保健福祉交流センター（はーと・ぱーく）

① 設置目的

このセンターは，精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに，市民の精神障害に対する理解と相互の交流を深めることを目的とする。

② 利用方法等

- ・開館時間 午前9時～午後9時
- ・休館日 火曜日，12月29日から翌年の1月3日まで
- ・使用料 無料
- ・利用対象者 精神障害者保健福祉手帳所持者（障害の程度が同程度と認められる者）とその家族や介護者及び精神障害者のために奉仕活動を行う

個人や団体

③ 主な事業

- ・センター内施設「交流スペース」、「多目的ルーム」、「会議室」、「相談室」、「資料室」、「調理室」、「音楽ルーム」、「デイケア室」の利用
- ・健康、生活、就労等の相談・指導
- ・精神障害者に対する社会的偏見をなくし地域住民等との交流を図るイベント
- ・精神障害に対する正しい知識の普及啓発を目的とした講座、講習会等の開催

(52) 成年後見制度利用支援事業（国の制度 平成14年度から実施）

目 的 身寄りのない知的障害者・精神障害者等で、後見開始の審判を申立てる者がいない者のために、審判の申立てを行うほか、その申立て費用を負担し、判断能力の不十分な知的障害者・精神障害者等の保護を図る。

予 算 額 令和3年度 1,106千円

(53) 障害福祉計画策定・管理事業（市単独事業 平成18年度から実施）

目 的 障害者基本法に基づく市町村障害者計画である第四次鹿児島市障害者計画（平成30～令和4年度）並びに障害者総合支援法に基づく市町村障害福祉計画及び児童福祉法に基づく市町村障害児福祉計画である鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画（令和3～5年度）を推進し、進行管理を行う。

内 容 ① 第四次鹿児島市障害者計画

ア 根拠：障害者基本法に基づく「市町村障害者計画」

イ 内容：本市の障害者施策を推進するための計画として、施策の基本的方向を示す

ウ 計画期間：平成30年度から令和4年度

② 鹿児島市障害福祉計画第6期計画・鹿児島市障害児福祉計画第2期計画

ア 根拠：障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」

児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」

「第四次鹿児島市障害者計画」の数値目標を含む実施計画と位置付ける

イ 内容：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の体制の確保に関する計画

ウ 計画期間：令和3年度から5年度

予 算 額 令和3年度 1,566千円

(54) 障害者施策推進協議会（昭和49年度から実施）

障害者基本法に基づく障害者施策推進協議会を平成6年6月設置した。

（昭和49年10月設置の心身障害者対策協議会を名称変更）

委員の構成 学識経験者 7人 } 計18人
行政機関の関係者 11人 }

予 算 額 令和3年度 70千円

(55) 障害者自立支援協議会（平成20年度設置）

障害者総合支援法に基づく協議会として、関係機関の連携強化や障害福祉計画の進行管理等を行う。

委員の構成 学識経験者 3人 } 計30人
関係団体等 19人 }
公募市民 4人 }
行政 4人 }

(56) 医療的ケアを必要とする障害児支援事業（国の制度 令和元年度から実施）

目 的 医療的ケア児（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児）が適正な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を運営する。

予 算 額 令和3年度 263千円

(57) 在宅重度心身障害児家族支援事業（県の制度 令和3年度から実施）

事業内容 在宅の重度心身障害児を介護する家族の心身や経済上の負担軽減を図るため、家族に代わって訪問看護師等が看護を行うための経費を助成する。

対 象 者 18歳未満で下記のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者手帳1級または2級
- ② 療育手帳 A₁またはA₂
- ③ 身体者障害者手帳3級かつ療育手帳B₁

予 算 額 令和3年度 2,761千円

(58) ナイスハート支援事業（市単独事業 平成24年度から実施）

目 的 障害者授産施設の生産物の販売等を促進するとともに市民への啓発を行い、障害者の生産意欲の向上を図る。

事業内容 障害者施設の生産物の販売等を促進するための広報等の経費に対し助成する。

- ① 助成先 物品の加工・販売等を行う障害福祉サービス事業所で構成する団体
- ② 広報内容 生産物（木工品、パン、菓子等）やレストラン等の案内
- ③ 広報方法 カタログ及びホームページなど

予 算 額 令和3年度 700千円

(59) チャレンジ大賞表彰事業（市単独事業 平成25年度から実施）

目的 障害者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者の社会参加と自立支援の促進を図る。

事業概要 様々な分野において、前向きに取り組み輝いている障害者個人や団体及び障害者の方々を積極的に支援している個人等を表彰する。

予算額 令和3年度 712千円

6 生活保護

(1) 保護状況（令和3年度予算額 扶助費 26,329,845千円）

区 分	令和元年度（月平均）			令和2年度（月平均）			前年度対比（人員）
	世帯数	人員	扶助額	世帯数	人員	扶助額	
生活扶助	10,464	13,567	584,175	10,322	13,238	564,956	97.6
住宅扶助	9,967	12,674	295,082	9,977	12,564	294,739	99.1
教育扶助	548	833	7,655	508	779	7,533	93.5
介護扶助	2,567	2,635	43,423	2,659	2,740	44,545	104.0
医療扶助	11,001	13,883	1,238,440	10,959	13,599	1,232,301	98.0
出産・生業・葬祭扶助	301	341	8,170	289	323	8,382	94.7
就労自立給付金	4	4	178	5	5	352	125.0
進学準備給付金	2	2	292	3	3	517	150.0
扶助実数	11,615	14,966	2,177,415	11,613	14,744	2,153,325	98.5
区 分	令和元年度		令和2年度		増 減		
1人当たり扶助額（月額）	145,491円		146,048円		557円		
1世帯当たり扶助額（月額）	187,466円		185,424円		△2,042円		
月平均保護率	25.4%		25.1%		△0.3%		
全国平均保護率	16.4%		16.3%		△0.1%		
月平均世帯数	11,615世帯		11,613世帯		△2世帯		
月平均人員	14,966人		14,744人		△222人		
月処理件数	開始	90件		92件		2件	
	廃止	90件		86件		△4件	
	却下	3件		3件		0件	

(2) 生活保護の推移（指数については、平成28年度を100とする）

区 分			年 度				
			平成28	平成29	平成30	令和元	令和2
保 護 実 数 (月平均)	世 帯	世帯	11,592	11,604	11,557	11,615	11,613
	指 数		100.0	100.1	99.7	100.2	100.2
	人 員	人	15,367	15,158	14,996	14,966	14,774
	指 数		100.0	98.6	97.6	97.4	96.1
保 護 費 (年額)	金 額	千円	26,202,399	26,231,320	25,961,628	26,128,983	25,839,893
	指 数		100.0	100.1	99.1	99.7	98.6
一 世 帯 扶 助 額 (月額)	月 額	円	188,365	188,378	187,200	187,466	185,424
	指 数		100.0	100.0	99.4	99.5	98.4
保 護 率 (千分比)	本 市	‰	25.7	25.6	25.4	25.4	25.1
	本 県	‰	19.4	19.2	19.0	18.9	18.7
	全 国	‰	16.9	16.8	16.6	16.4	16.3

7 生活困窮者自立支援

(1) 自立相談支援事業（国の制度 平成27年度から実施）

目 的 生活困窮者に対する自立の支援に関する措置を講ずることにより、生活困窮者の自立の促進を図る。

内 容 生活困窮者の様々な課題に一元的に対応し、生活困窮者への的確な評価・分析に基づいて自立支援計画を策定し、関係機関との調整などを行う。また、生活支援コーディネーターを配置し、窓口へ来られない生活困窮者等に対する訪問支援等を行う。

予算額 令和3年度 23,853千円

(2) 家計改善支援事業（国の制度 令和元年度から実施）

内 容 相談者の家計状況の「見える化」によって根本的課題を把握し、関係機関と連携して債権等の整理を図る。

(3) 就労準備支援事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 一般就労に向けた準備が整っていない者を対象に、一般就労に従事する準備としての基礎能力の形成を計画的かつ一貫して支援する。

予算額 令和3年度 160千円

(4) 住居確保給付金（国の制度 平成27年度から実施）

内 容 生活困窮者のうち離職・やむを得ない休業等による収入減少により経済的に困窮し、居住する住宅の所有権等を失い、又は現に賃借して居住する住宅の家賃を支払うことが困難となった者であって、就職を容易にするため住居を確保する必要があると認められる者に対して支給する。

予算額 令和3年度 29,804千円

(5) 子ども学習サポート事業（国の制度 平成28年度から実施）

内 容 家庭の事情により、家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていない小学校5・6年生、中学生への学習支援を、教員OBや大学生等の協力により実施する。

予算額 令和3年度 4,073千円

(6) 生活・就労支援センターかごしま（平成28年度に開設）

内 容 生活・就労支援センターかごしま内に設置したハローワーク窓口やシルバー人材センター窓口を通じて、就職を希望する生活困窮者等へワンストップでの支援を行う。

8 保健衛生

鹿児島市保健所	山下町11番1号
北部保健センター	吉野町3275番地3
東部保健センター	山下町11番1号
西部保健センター	永吉二丁目21番6号
中央保健センター	鴨池二丁目25番1-11号
南部保健センター	西谷山一丁目3番2号
吉田地区保健センター	本城町1687番地2
桜島地区保健センター	桜島藤野町1456番地1
松元地区保健センター	上谷口町2883番地
郡山地区保健センター	郡山町141番地
喜入地区保健センター	喜入町6100番地
食肉衛生検査所	下福元町7852番地
保健環境試験所	鴨池二丁目22番18号
動物愛護管理センター	田上町3910番地

(1) 生活衛生

① 業務内容

ア 広報・教育・調査

- 保健所行事広報，衛生教育，人口動態調査その他保健衛生に関する調査
- イ 監視・指導・取締
医事，薬事，毒物劇物，環境衛生，食品衛生，家庭用品衛生，温泉，化製場等
- ウ 許認可免許手続
営業関係許認可，診療所等の開設許可，医療従事者等の免許手続
- エ 犬・猫関係
犬の登録，狂犬病予防注射，飼い方の指導，放し飼い犬等の捕獲，猫の引取り

② 活動状況

ア 食品衛生

食品衛生営業許可事務取扱件数 (令和2年度)

区分	飲食店	喫茶店	食販	肉売	魚介類売	水販	雪売	乳販	類売	菓製	子造	その他	計
申請	1,630	70	198	137	2	191	116	138	2,482				
許可	1,613	69	197	138	2	194	112	137	2,462				
現在数	6,673	591	734	653	5	852	531	600	10,639				

監視指導延件数 4,791件

イ 環境衛生

環境衛生営業許可事務取扱件数 (令和2年度)

区分	旅館	興行場	仮興行設場	公衆浴場	理容所	出張理容	美容所	出張美容	クニリング所	特建築定物	建登録物業	温泉			計
												掘削	動力装置	利用可能	
申請又は届出	17	0	0	1	5	2	59	8	14	6	11	2	1	2	128
許可又は確認	21	0	0	3	6	2	60	8	14	6	11	1	1	4	137
現在数	205	16	0	135	507	29	1,271	104	319	206	169	※267	232	181	3,641

監視指導延件数 795件 (※泉源数)

ウ 統計届出

人口動態取扱件数 (令和2年度)

出生	死亡	死産	婚姻	離婚
5,158	6,284	146	2,920	927

エ 犬の登録頭数ほか

(令和2年度)

区分	犬の登録	狂予防犬注射病射	放捕飼獲犬等の頭数	犬引取頭数	畜犬証明	返還頭数	咬傷届数	措置命令	猫引取頭数
件数	1,877	17,607	72	38	8	45	12	0	535

オ 動物取扱業の登録及び届出，特定動物の飼養又は保管の許可数(令和2年度)												
動物取扱業登録数（第一種）及び届出数（第二種）												（件）
区分	販売	保管	貸出し	訓練	展示	その他						
第一種	80	109	2	14	14	0						
区分	譲渡し	保管	貸出し	訓練	展示	その他						
第二種	1	1	0	0	1	0						
特定動物飼養保管許可数 40件												
カ 化製場等施設数												（令和2年度）
区分	施設別 化製場	死亡 獣取扱場	準用 施設	飼養許可畜舎（指定区域内）								
				牛	馬	豚	鶏	あひる	犬	山羊	めん羊	合計
現在施設数	7	1	2	3	4	2	3	1	10	1	1	25
監視指導数	3	1	2	3	4	4	5	1	14	1	1	33
キ 食鳥処理場施設数												（令和2年度）
区分		施設別		大規模				認定小規模				
現在施設数				2				10				
監視指導数				13回				37回				
<p>③ 医療関係</p> <p>ア 医師，歯科医師及び薬剤師数（平成30.12.31現在）</p> <p>医師 2,593人 人口10万人当たり434.3人</p> <p>歯科医師 744人 〃 124.6人</p> <p>薬剤師 1,596人 〃 267.3人</p> <p>（資料 厚生労働省大臣官房統計情報部「平成30年医師・歯科医師・薬剤師調査」）</p> <p>イ 病床数（令和3.4.1現在）</p> <p>14,034床（助産所を除く）</p> <p>人口10万人当たり 2,366床</p> <p>ウ 市内医療施設（令和3.4.1現在）</p>												
区分		経営主体		国	県	市	左記を除く 公的医療施設	医療法人等	個人	計		
病院	病	院	数	床	2		1	3	81	87		
	病床数	一	般	床	1,022		568	344	4,694	6,628		
		療	養	床				30	2,455	2,485		
		結	核	床	13				40	53		
		精	神	床	40				3,243	3,283		
		感	染	症	床	1		6			7	
	計				1,076		574	374	10,432	12,456		
一般診療所	無	床診療所	数		3	3	7	4	296	135	448	
	有	床診療所	数						96	6	102	
一	般	床							1,316	73	1,389	

経営主体			国	県	市	左記を除く 公的医療施設	医療法人等	個人	計
区分									
診療所 一般	有床	療養床					180	9	189
		計					1,496	82	1,578
歯科診療所	無床	診療所数					105	267	372
	有床	診療所数							
助産所	無床	診療所数					1	75	76
	有床	助産所数					2	1	3
		入所数					18	1	19
エ 市内医療関連施設（令和3.4.1現在）									
		薬局	店舗販売業	衛生検査所	施術所	歯科技工所			
施設数		352	133	9	961	143			
オ 地域救急医療									
(ア) 初期救急医療（一般的な疾病・けがに対応）									
休日在宅当番医制・夜間急病センター・歯科救急医療（休日等歯科診療・夜間歯科診療）・夜間救急薬局・かかりつけの病院・診療所									
a 休日在宅当番医制（昭和42年3月から実施）									
(a) 日曜、祝日、8/14・8/15、12/31～1/3の午前9時～午後6時									
(b) 9診療科目を当番医制で配置									
b 夜間急病センター（平成18年4月1日供用開始）									
設置場所 鹿児島市保健・急病センター1階									
(a) 毎日 午後7時～翌朝7時（日曜、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3は午後6時～翌朝7時）									
※産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科は午後10時まで									
(b) 診療科目 内科・小児科・外科・産婦人科・眼科・耳鼻いんこう科									
※産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、はオンコール制									
c 歯科救急医療（休日：昭和54年3月から 夜間：平成4年4月から実施）									
○休日昼間 診療場所 県歯科医師会立口腔保健センター									
(a) 日曜、祝日、8/13～8/15、12/29～1/3の午前9時～午後4時									
○夜間歯科診療（在宅当番医制）									
(a) 毎日 午後6時～午後11時									
(b) 1歯科診療所を当番医制で配置（5/3～5/5、8/13～8/15、12/29～1/3は2歯科診療所）									
d 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局（平成5年7月から実施）									
設置場所 鹿児島市保健・急病センター1階									
(a) 毎日 午後7時～翌朝7時（日曜、祝日、8/14・8/15、12/29～1/3は									

午後6時～翌朝7時）

(イ) 第二次救急医療（初期救急医療機関から要請を受けて、特に入院加療を要する重症患者に対応）

a 共同利用型病院「鹿児島市医師会病院」（昭和59年6月から実施）

(a) 毎日 24時間体制

(b) 診療科目 内科・脳神経内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科・外科・消化器外科・呼吸器外科・婦人科・放射線科・麻酔科・ペインクリニック内科・救急科・病理診断科・リハビリテーション科・緩和ケア内科（計16科目）

(ウ) 第三次救急医療（第二次救急医療機関から要請を受けて、特に頭部外傷・脳卒中・未熟児・心筋梗塞等の直ちに救命処置を要する重篤患者に対応）

a 鹿児島市立病院救命救急センター・成育医療センター・脳卒中センター

(a) 毎日 24時間体制

b 鹿児島大学病院救命救急センター

(a) 毎日 24時間体制

(2) 保健予防

① 業務内容

相談・健診・教室・訪問指導・給付事業等・新型コロナウイルス感染症対策等
ア 母と子の健康

母子健康手帳交付と妊産婦健康相談、乳幼児予約制・1歳6か月児・3歳児健康診査、医療機関委託による妊婦・産婦・乳幼児健康診査、新生児聴覚検査、産婦支援小児科連携事業への公費助成、出産と育児についての健康教室（母親・父親になるための準備教室、育児教室）、新生児・妊産婦・乳幼児の訪問指導、こんにちは赤ちゃん事業、育児支援（育児相談）、子どもすこやか安心ねっと（乳幼児相談窓口、すくすく親子教室、総合発達相談会、親支援教室、フォローアップ学習会等）、妊娠・出産包括支援（子育て世代包括支援センター（保健センター）の運営、母子保健支援員・発達支援専門員の配置、産後ケア、ぶれママ・ママのほっとスペース事業等）、公費負担による医療費の助成（妊娠高血圧症候群や糖尿病などの妊産婦、未熟児、身体に障害を有する児、小児慢性特定疾病児、特定不妊治療・不育症治療を受けた夫婦の医療費）、不妊専門相談センターの設置、小児慢性特定疾病児童等自立支援、妊産婦寄り添い支援事業、育児応援金支給事業、母子健康手帳アプリ導入事業

イ 歯の健康

医療機関委託による幼児の歯科健診・フッ化物塗布（乳幼児歯の健康づくり事業）、小学一年生の歯科健診・フッ化物塗布（子ども達の歯と口の健康を守るための歯科健診事業）、成人歯科教室、寝たきり者等訪問歯科指導、歯科衛

生の普及、口腔保健支援センターの運営

ウ 成人と高齢者の健康

健康相談、特定保健指導、栄養相談、訪問指導等の高齢者に対する個別支援、通いの場等への積極的な関与、元気いきいき検診（がん検診、腹部超音波検診、骨粗鬆症検診、一般健診、肝炎ウイルス検診、歯周病検診）、若年がん患者に対する療養支援、運動普及推進員・健康づくり推進員の支援、健康づくり教室・講座（生活習慣病重症化予防の健康教室、市民のための糖尿病講演会、ロコモ予防教室、葉の健康教室、低栄養予防教室、口腔機能低下予防教室、認知症・うつ予防健康教室、働く世代の健康教室）、短期集中予防サービス事業、一般介護予防（口腔・栄養・運動）複合教室、慢性腎臓病予防ネットワーク事業

エ 健康づくりイベント

北部ふれあい健康まつり、東部健康づくり交流会、西部かがやき健康祭、中央ふれあい健康展、谷山健康まつり、市民健康まつり、与次郎・海の道ウォーキング、城山そぞ野ウォーキング、慈眼寺ふるさとウォーキング、甲突河畔ウォーキング、花と緑の吉野公園ウォーキング

オ 疾病の感染予防

結核の感染予防対策（胸部エックス線撮影健康診断、結核医療給付、家庭訪問による療養と感染防止指導等）、予防接種（ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、麻しん、風しん、日本脳炎、結核（BCG）、H i b感染症、小児用肺炎球菌、ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）、水痘、B型肝炎、ロタウイルス感染症、高齢者等のインフルエンザ、成人用肺炎球菌、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、感染症発生時対策及び発生動向調査、性感染症、HTLV-1、HIV、肝炎ウイルス、風しんなど特定感染症の予防対策

カ 新型コロナウイルス感染症対策

疫学調査及び接触者健診の実施、受診・相談センターの運営、PCR検査費用及び入院費用の公的負担、感染者の公表・情報発信・ワクチン接種

キ 食生活と栄養

食生活に関する相談、食に関する健康教室、食生活改善推進員の養成・活動支援、給食施設指導、国民健康・栄養調査、食品表示（保健事項）に関する相談

ク 医療福祉相談

② 活動状況

ア 定期予防接種

(令和2年度)(単位:件)

4種混合	3種混合	急性灰白髄炎 (ポリオ)	2種混合 (2期)	麻しん・風しん 混合(1・2期)	日本脳炎	結核 (BCG)	小児用 肺炎球菌
19,629	0	1	4,024	9,780	24,950	4,770	19,262
Hib感染症	ヒトパピローマ ウイルス感染症	水痘	B型肝炎	ロタウイルス	高齢者等の インフルエンザ	成人用 肺炎球菌	麻しん・風しん 混合(5期)
19,640	488	9,781	14,158	4,521	111,175	6,539	1,066

イ 予防接種(任意接種)

(令和2年度)(単位:件)

ロタウイルス	風しん(妊娠を希望する方等)	麻しん・風しん混合(任意)	おたふくかぜ
5,712	733	164	8,567

ウ 健康診査並びに保健指導等

(令和2年度)(単位:人,件)

地域保健活動 訪問指導	成人・ 高齢者 健康相談	お達者クラブ (地域介護 予防活動)	成人・ 高齢者 健康教育	面接 電話等 保健指導	栄養改善 集団指導	健康増進 健康教育	特定 保健指導	栄養改善 個別指導
9,799	6,697	44,713	22,306	67,652	3,283	4,073	16	4,465
妊 娠	妊 産 婦	妊 婦	産 婦	乳 幼 児	乳 幼 児 健康診査 (予約制)	1 歳 6 か月 健康診査	3 歳 児 健康診査	妊 産 婦 訪問指導
4,928	5,134	59,998	8,819	13,838	84	5,319	5,409	5,013
新 生 児 訪問指導	こんにちは赤 ちゃん事業に よる訪問	母親・父親に なるための 準備教室	育児教室	育児相談	乳 幼 児 相談窓口	すくすく 親子教室	わくわく 親子教室	親 支 援 教 室
4,247	946	430	446	3,602	1,715	1,601	250	73
親 子 ひだまり 発達相談	総合発達 相談	不妊に関 する相談	性 教 育	乳 幼 児 歯 の 健 康 づ く り	子ども達の歯 と口の健康を 守る歯科健診	小 慢 に 関 する相談・ 訪 問		
895	47	31	26	14,660	3,384	1,422		

エ がん検診等実施状況

(令和2年度)(単位:人,%)

区 分	対 象 者	受 診 者	受 診 率	異 常 な し	要 精 密 者
一 般 健 康 診 査	11,842	451	3.8	-	-
胃 が ん 検 診	133,600	9,128	6.8	8,353	775
子 宮 が ん 検 診	118,400	26,359	22.3	25,883	476
乳 が ん 検 診	103,900	14,390	13.8	13,705	685
肺 が ん 検 診	131,200	21,106	16.1	20,625	481
大 腸 が ん 検 診	143,000	21,202	14.8	19,633	1,569
前 立 腺 が ん 検 診	7,200	1,002	13.9	938	64
腹 部 超 音 波 検 診	133,600	15,656	11.7	15,023	633
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診	-	6,311	-	6,257	54
骨 粗 鬆 症 検 診	11,200	1,921	17.2	1,713	208
歯 周 病 検 診	31,955	1,132	3.5	524	608

※各検診の受診者には、半日がん検診受診者を含む。※肝炎ウイルス検診の要精密者欄は、陽性者数。

オ 結核予防					
(ア) 結核登録者数				(単位：人)	
令和2年3月現在			令和3年3月現在		登録者の増減
登録者数	人口1,000人中	登録者数	人口1,000人中		
217	0.37	222	0.37	5	
(イ) 実務義務者別にみた健康診断実施状況 (令和2年度) (単位：人、%)					
種別	区分	対象者	受診者	受診率	発見患者数
定期	事業者	36,314	32,178	88.6	1
	学校長	13,422	12,570	93.7	0
	施設長	3,512	3,396	96.7	1
	市長（業態者含む）	88,100	15,348	17.4	0
	計	141,348	63,492	44.9	2
定期外	患者家族等	646	646	100	1
	その他	216	216	100	0
	計	862	862	100	1
合計		142,210	64,354	45.3	3
※受診者数は、事業者等から報告のあった数のみを集計。					
カ 受診・相談センター相談実績				(単位：件)	
令和元年度（令和2年2月以降）			令和2年度		
2,897			30,357		
(3) 保健支援					
① 業務内容					
ア 心の健康					
精神保健福祉相談・訪問，自立支援医療費（精神通院）受給認定申請受付等，精神障害者保健福祉手帳の申請受付等，精神保健デイ・ケア，障害福祉サービスの支給決定（居宅介護，短期入所，就労移行・継続支援，共同生活援助等），地域生活支援事業，精神障害者相談事業，家族のための教室，ふれあい交流事業，精神保健に関する講演会等，自殺対策事業					
イ 難病対策					
医療講演会，難病に関する相談，指定難病医療対策事業の申請受付，骨髄バンク登録推進，難病対策地域協議会，難病ガイドブック作成配布					
ウ 医療福祉相談					

<p>② 活動状況</p> <p>ア 精神保健相談・訪問等 (令和2年度) (単位：人，件)</p>			
精神保健 福祉相談	精神保健 訪問指導	精神保健 デイ・ケア	精神保健福祉 に関する 普及啓発
14,905	1,185	269	1,775
<p>イ 難病相談・訪問等 (令和2年度) (単位：人，件)</p>			
難病に関する 相談	医療社会 事業相談	難病に関する 訪問指導	難病 健康教育
4,726	6,299	148	222
<p>(4) 保健環境検査</p> <p>① 業務内容</p> <p>ア 臨床検査 イ 食品等検査 ウ 環境検査</p> <p>② 活動状況</p> <p>ア 臨床検査 (令和2年度)</p>			
区 分		検 体 数	項 目 数
病原性腸内細菌検査		7,322	16,767
食中毒検査		36	292
感染症検査		7,272	7,290
尿検査		5,140	11,184
梅毒血清反応検査		157	314
淋菌検査		111	111
寄生虫卵検査		1	1
血液一般検査		19	152
血液理学検査		108	522
免疫血清検査		98	98
H I V 検査		274	548
計		20,538	37,279

イ 食品等検査		(令和2年度)			
区 分		行政検査		一般検査	
		検体数	項目数	検体数	項目数
乳及び乳製品		7	346	0	0
アイスクリーム類・氷菓		8	64	0	0
菓 子 類		57	198	0	0
肉卵類及びその加工品		78	733	1	4
魚 介 類		31	68	3	8
穀類及びその加工品		28	136	0	0
野菜・果物及びその加工品		21	66	17	30
魚介類加工品		25	175	12	38
その他の食品		46	182	0	0
農産物の残留農薬		36	2,543	0	0
その他（拭き取り検査等）		20	160	0	0
飲料水適否試験		0	0	51	1,173
簡易水道		139	1,686	0	0
プール水・浴場水検査		134	562	0	0
家庭用品等検査		52	114	0	0
計		682	7,033	84	1,253
ウ 環境検査		(令和2年度)			
区 分		検体数		項目数	
水質	河川・水路等調査	264		7,057	
	地下水調査	71		3,270	
	海水浴場調査	28		120	
	工場排水基準監視	126		1,489	
	産業廃棄物処分場排水調査	30		915	
	錫山周辺調査	10		370	
	その他（臨時調査・苦情等）	8		298	
大気	臭気指数測定	7		7	
	酸性雨調査	84		1,423	
計		628		14,949	
(5) 食肉衛生検査					
① 業務内容					
ア 牛・豚等の生体検査，内臓検査，枝肉検査					
イ 精密検査：病理，微生物，理化学検査					

ウ 衛生指導

② 活動状況

ア 畜種別と畜検査頭数及び処分頭数

(令和2年度)

畜種		牛	馬	豚	計
検査頭数		15,062	0	210,525	225,587
全部廃棄	頭数	80	0	767	847
	%	0.53	0	0.36	0.38

(6) 保健・急病センター

① 施設の概要

所在地 鴨池二丁目22番18号

敷地面積 1,931.15㎡

延床面積 4,013.67㎡

構造 鉄筋コンクリート造地下1階地上5階建

② 施設の内容

ア 夜間急病センター 1階

イ 鹿児島市薬剤師会夜間救急薬局 1階

※詳しくは、P203～4を参照

ウ 精神保健福祉交流センター 2階・3階

※詳しくは、P195を参照

精神障害者の自立及び社会参加の促進を図るとともに、市民の精神障害に対する理解と相互交流を深めることを目的とした施設

閉館日 毎週火曜日・12/29～1/3

開館時間 午前9時～午後9時

主な施設 交流スペース、多目的ルーム、相談室、デイケア室、調理室、音楽ルーム等

エ 保健環境試験所 3階・4階・5階

各種検診の臨床検査、食品等の検査、大気・水質等の環境検査及び感染症・食中毒発生時の原因物質の検査を行う施設

検査内容

- ・臨床検査 尿検査・検便・血液検査などを実施

- ・食品検査 食品検査・飲料水検査などを実施

- ・環境検査 河川水・工場排水等の水質調査、臭気指数測定、酸性雨調査などを実施